

すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

(外) 報 告 号

○保利耕輔君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 保利耕輔君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長鶴賀民輔君。

建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔鶴賀民輔君登壇〕

○鶴賀民輔君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における区分所有建物に関する管理及び登記等の実情にかんがみ、区分所有建物に関する管理の充実及び登記の合理化等を図るために、建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法について所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、区分所有建物とその敷地の一体的な管理を図り、かつ、区分所有建物に関する登記の合理化を図るため、専有部分と敷地利用権とは、原則として分離して処分することができないものとすること、

第二に、区分所有建物に関する管理を適正化するため、共用部分の変更及び規約の設定、変更または廃止は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議によってするものとすること、

第三に、区分所有建物に関する管理の充実を図るため、区分所有者は、全員で区分所有建物等の管理を行うための団体を構成するものとするとともに、区分所有者の数が三十人以上であるときは、その団体は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議に基づき、法人となることができるものとすること、

第四に、区分所有者の共同生活の維持を図るため、区分所有者が共同の利益に反する行為をした場合には、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議に基づく訴えをもつて、その者の専有部分の使用の禁止またはその区分所有権の競売を請求することができるものとすること、

第五に、老朽化等により区分所有建物の建てかえを相当とするに至った場合における区分所有者間の利害の合理的な調整を図るため、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数による集会の決議に基づき建てかえを実現することができるこ

ととする制度を新設することとすること、

第六に、専有部分と敷地利用権とを分離して処分することができない場合には、専有部分の登記用紙に敷地利用権の表示を登記することとし、専有部分及び敷地利用権についてされた処分に関する登記は、この登記用紙のみにすれば足りるものとすること

等であります。

委員会においては、四月十二日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、本日質疑を終了したところ、日本共産党から、建物の建てかえ決議の要件の強化等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、採決を行ったところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されましたことをお申添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○保利耕輔君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、この際、北西太平洋における千九百八十三年の日本國のさけます等の漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 保利耕輔君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

北西太平洋における千九百八十三年の日本國のさけます等の漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(福田一君) 北西太平洋における千九百八十三年の日本國のさけます等の漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長竹内黎一君。

〔本号末尾に掲載〕

北西太平洋における千九百八十三年の日本國のさけます等の漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

○竹内黎一君 登壇

○竹内黎一君 ただいま議題となりました北西太平洋における千九百八十三年の日本國のさけます等の漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、昭和五十三年四月二十一日署名された日ソ漁業協力協定に基づき、北西太平洋における本年の日本國のさけます等の漁獲の手續及び条件を定める議定書を締結するため、本年四月十一日以来モスクワにおいて、ソ連邦政府と交渉を行つてまいりましたが、合意に達し、四月二十二日本議定書に署名が行われました。

本議定書は、北西太平洋の二百海里漁業水域の外側の水域における本年の日本國のさけます等の漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、議定書の規定に違反した場合の取り締まりの手続等について規定しております。

なお、本年の総漁獲量は、過去五年間と同量の四万二千五百トンとなつております。

本件は、本二十六日外務委員会に付託され、安倍外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○保利耕輔君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、社会労働委員長提出、浄化槽法案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 保利耕輔君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(福田一君) 浄化槽法案を議題といたします。

○議長(福田一君) 浄化槽法案を許します。社会労働委員長

浄化槽法案

〔本号末尾に掲載〕

〔稲村利幸君登壇〕

○稲村利幸君 ただいま議題となりました浄化槽法案について、趣旨弁明を申し上げます。

近年、國民の生活水準の向上に伴い、水洗化の要請は高まつてきておりますが、下水道の整備が財政的にも時間的にも限度があることから、水洗化人口の約半数は浄化槽に依存しております。その数は約四百万基に達しております。このように、浄化槽の生活環境の保全に果たす役割は大変重要であると考えられます。

しかしながら、浄化槽の工事、保守点検または清掃が適正を欠くため、浄化槽の放流水が公共用水域の汚染源となっている場合も少なくないのであります。

このため、本案は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制を強化するほか、浄化槽の設置等に関する者の責任と義務を明確にすること。

第七に、浄化槽工事を実地に監督する浄化槽設備士及び浄化槽の保守点検の業務に従事する浄化槽管理士の資格を定めるものとすること。

第八に、都道府県等は、浄化槽の保守点検を業者について条例により登録制度を設けることができるものとすること。

第九に、この法律は、昭和六十年十月一日から施行することとし、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の国家試験等に関する規定については、公布の日から六月以内の政令で定める日から施行すること。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたしました。

午後一時二十四分散会

〔稲村利幸君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたしました。

（報告書及び文書受領）

一、去る十九日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和五十七年度漁業の動向に関する年次報告書。

沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和五十八年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書。

一、去る二十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第八条第一項の規定に基づく昭

出席國務大臣

法務大臣 秦野 章君

外務大臣 安倍晋太郎君

厚生大臣 林 義郎君

農林水産大臣 金子 岩三君

國務大臣 丹羽 兵助君

和五十七年度中小企業の動向に関する年次報告
中小企業基本法第八条第二項の規定に基づく昭和五十八年度において講じようとする中小企業施策についての文書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任 梶野 巻二君 渡辺 省一君 串原 義直君

農林水産委員
渡辺 省一君 串原 義直君 梶野 巻二君

(議案提出)
一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

ための関係法律の一部を改正する法律案

外國事業者による型式承認等の取得の円滑化の

ための関係法律の一部を改正する法律案

去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法

律案(亨子みつ君外七名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出)

今二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

淨化槽法案(社会労働委員長提出)

今二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

北西太平洋における千九百八十三年の日本国との漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求める件

(議案要領)

去る二十日、参議院から受領した内閣提出案

は次のとおりである。

千九百八十三年の日本国との漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求める件

北西太平洋における千九百八十三年の日本国との漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求める件

めの件(件)(条約第六号)(参議院送付)

領事関係に関するウイーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求める件(件)(条約第九号)(参議院送付)

外國事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案

去る二十一日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

母子保健法、健康保険法等の取締りに関する法律案(亨子みつ君外七名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出)

今二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

淨化槽法案(社会労働委員長提出)

今二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

母子保健法、健康保険法等の取締りに関する法律案(亨子みつ君外七名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出)

今二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出第四号)

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

農林水産委員会付託

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

貸金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

めの件(件)(条約第六号)(参議院送付)

領事関係に関するウイーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求める件(件)(条約第九号)(参議院送付)

外國事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案

去る二十一日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

母子保健法、健康保険法等の取締りに関する法律案(亨子みつ君外七名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出)

今二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

淨化槽法案(社会労働委員長提出)

今二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

母子保健法、健康保険法等の取締りに関する法律案(亨子みつ君外七名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出)

今二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出第四号)

農林水産委員会付託

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

めの件(件)(条約第六号)(参議院送付)

以上五件 外務委員会付託

母子保健法、健康保険法等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(亨子みつ君外七名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出)

今二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

淨化槽法案(社会労働委員長提出)

今二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

母子保健法、健康保険法等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(亨子みつ君外七名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出)

今二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出第四号)

農林水産委員会付託

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

賃金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第十九十六回会衆法第三三号)(参議院送付)

律案(金子みつ君外七名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良

君外三名提出)

一、今二十六日 予備審査のため次の本院議員提

出案を参議院に送付した。

浄化構法案(社会労働委員長提出)

(回付議案受領)

一、去る二十日、参議院から回付された内閣提出

案は次のとおりである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

(法律案)

一、去る二十日、参議院において次の内閣提出案

を承認することを議決した旨の通知書を受領し

た。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの

間の条約の締結について承認を求めるの件

所掲に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦

共和国との間の協定を修正補足する第二議定書

の締結について承認を求めるの件

一、去る二十日、参議院において次の内閣提出案

を可決した旨の通知書を受領した。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正す

る法律案

(議案撤回)

一、今二十六日、議員からの申し出により次の議

案は委員会において撤回を許可した。

浄化構法案(小沢辰男君外四名提出 第九十六

回国会衆法第三八号)

(質問書提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書

は次のとおりである。
徴用によりサハリンに残留させられた朝鮮人の
関し、次の諸点について政府の見解をただした
は次のとおりである。

帰還問題に関する質問主意書(草川昭三君提出)

(答弁書受領)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領し

た。

衆議院議員瀬長龜次郎君提出在日米軍基地の日

本人従業員に対する武器携帯強行措置に関する

質問に対する答弁書

在日米軍基地の日本人従業員に対する武器携
帯強行措置に関する質問主意書

昭和五十八年四月一日

提出者 潤長龜次郎

衆議院議長 福田 一殿

在日米軍基地の日本人従業員に対する武器

携帯強行措置に関する質問主意書

全国各地の在日米軍基地で、日本人従業員が銃

を持たされて基地の警備に当たつていることが、

本年三月二十五日の参議院沖縄及び北方問題特別

委員会で、日本共産党の立木洋参議院議員の追及

によつて明らかにされた。

嘉手納基地では、日本人警備員に対して拳銃携

帯を強要し実施させていた。

しかも拳銃携帯が、「射撃不適格者」の解雇、配

置転換と結びつけて強制されていることは、重大

である。

今回のこの措置は、レーガン政権の限定核戦略

に基づく基地強化の一環として行われたものであ

り、米軍当局が「基地への破壊防止」と言つている

ようだ。沖縄県民を始めとする日本人に対して、

銃口を向けるものであることは明白であり、断じ

て容認できない。

日本人従業員を始め全駐留軍労働組合は、「安

全対策」問題であり事件、事故に巻き込まれかね

ない」として、米軍当局に撤回を強く要求してい

る。

日本国民の生命と安全にかかる重要な問題に

関し、次の諸点について政府の見解をただした

は次のとおりである。

日本国民の生命と安全にかかる重要な問題に
関し、次の諸点について政府の見解をただした
は次のとおりである。

い。

米軍が、日本人従業員に武器を強制的に携帯

させ、基地の防衛、警備に当たらせるなどは、

言語道断である。

これは、日本人に銃口を向けるものであると

いう点で、一層重大である。

政府は、直ちに米側に対し撤回を求めるべきと考えるが、どうか。

あるとすれば、それは何か。

3 外務省は、「米軍の政策によつてもたせて

いる」と述べているが、政策だからといつて

日本人従業員に武器を持たせてもいいと言つ

るのか。

嘉手納基地で新たに拳銃を所持させた理由

は何か。米軍の政策の変更があつたというの

か。

嘉手納基地で新たに拳銃を所持させた理由

地位協定第三条はそのようなことまで許

している」ということが、政府の明確な見解を求

める。

このようなことが許されるとするならば、武器を携帯し、基地を防衛、警備すること

は、必ずしも基地内に限定されないのでな

いのか。

米軍が、必要と判断したら日本側との協議

によつて、場合によつては基地外にも及ぶと

いうことがあり得るのかどうか、明確に答弁

されたい。

日本人従業員に武器を携帯させ、警備させて

いる基地は、三沢(青森県)、横須賀、厚木(神

奈川県)、富士(静岡県)、岩国(山口県)、嘉手

納、瑞慶園(沖縄県)の七カ所であることが分か

った。

1 武器を携帯し警備に当たつている基地は、

これだけか。また、携帯人数、携帯武器の種

類、いつから携帯しているのかなど、その全

て、取り決めたと述べている。

その合意事項と内容を明らかにされたい。

3 昭和三十二年の基本労務契約の別添にある

「職務定義書」によると、散弾銃、カービン銃

をも携帯させ、「必要最小限度是正措置」をと

ることなつてはいるが、そのとおりか。

また、日米間の協議と合意によつては、こ

れ以外の武器を持たせることができるという

ことか。

四 基地内において、日本人従業員が公務中、米

軍の命令、規則に基づき日本人に対して、武器

を使用する事故、事件が発生することも現実に

予想される。

日本人従業員が、「不測の事態もありうる」と

して不安と危惧を抱いているのは当然のことで

ある。

昭和五十八年四月二十六日 衆議院会議録第十八号 聞証を省略した議長の報告

ある。

1 米軍の命令、規則に基づき日本人従業員がとつた行動については、日本の法令が適用されるのか。

また、行動の結果、事件、事故が発生し、しかも日本人従業員のとつた行動が日本の法令に違反する場合は、どうなるのか、説明されたい。

2 日本人従業員の行動は、それが不法行為であつても米軍の命令、規則に基づくものであり、公務中であるとの理由から違法性は阻却されるということなのか。

3 被害者の補償問題も生じ得るが、補償責任は米側がとるのか。

この補償については、地位協定第十八条に基づくとしているが、詳しく説明されたい。

4 政府は、ことあることに日本人従業員の「法律上の雇用主」であることを強調してきただとするならば、雇用主である政府は、日本従業員に武器を携帯させ、米軍隊の行動の一端を担うがごとき任務に就かせることを、安全対策上の見地からも断固拒否すべき責任があると考えるが、どうか。

事件、事故が発生した場合、雇用主としての責任をどうとるのか。

5 日本人従業員に対しては、基地内で、しかも米軍の行動の一環として行う公務中の任務であつても、日本の法令が適用されるとすれば、武器の携帯そのものが、「銃砲刀剣類持等取締法」(以下「銃刀法」という)第三条の規定によつて禁止されていると考える。

「銃刀法」には、「法令に基づき職務のため所持する場合」には許されるとしているが、この法律の規定にある「法令」には地位協定などの条約は含まれないと解するが、どうか。もし含まれるとするならば、その解釈と理由を明確に答弁されたい。

六 日本人従業員に武器を携帯させて、日本人を直接の対象とした米軍当局の基地の防衛、警備措置には、断固反対する。

このことについて、基地に働く日本人従業員も強く反対していることは先に指摘したとおりである。

また、全駐留軍労働組合は、解雇、配置転換と結びつけて押しつけられていることに厳しく抗議している。

在日米軍基地に関する事件、事故が多発している中で、この措置は事態を一層深刻化させるものである。

政府は、日本人従業員はもとより、沖縄県民を始め日本国民の生命と安全のために、この米軍当局の武器携帯の強制的措置を撤回させるべきである。

重ねて政府の見解を求める。

右質問する。

るであり、政府として米側に撤回を求める考えはない。

嘉手納飛行場については、昭和五十七年末に行われた米軍の監査で昭和五十一年以降同施設・区域の日本人警備員に銃砲を携帯させていないのは警備上適当ではないと判断されたので、昭和五十八年二月から再び日本人警備員に銃砲を携帯させることになつたものと承知している。

なお、日本人警備員が施設・区域外において銃砲等を携帯し警備に当たるようなことは、日本地位協定の下で当然のこととして認められる

ことではなく、また、米軍は日本人警備員が銃砲

等を施設・区域外で携帯することを厳に禁じていると承知している。

三について

1 現在日本人警備員が銃砲を携帯し警備に当たっている施設・区域、携帯している銃砲の種類及び携帯開始の時期は、次のとおりである。

なお、これらの施設・区域には、昭和五十一年四月一日現在、総数五百五十人の日本人警備員が勤務しているが、このうち、銃砲を携帯している人数を特定することは困難である。

施設・区域名
銃砲の種類
携帯の開始時期

三沢飛行場
拳銃
昭和二十五年

横須賀海軍施設
散弾銃
昭和三十四年

厚木海軍飛行場
拳銃、散弾銃
昭和二十八年

富士管轄地区
拳銃
昭和三十三年

岩国飛行場
拳銃
昭和三十四年

辺野古彈薬庫
散弾銃
昭和三十五年

嘉手納彈薬庫地区
拳銃
昭和三十六年

楚辺通信所
拳銃
昭和三十七年

キャンプ・マクトリアス
拳銃
昭和三十八年

嘉手納飛行場
拳銃
昭和三十九年

キャンプ桑江
拳銃
昭和四十一年

キャンプ瑞慶覧
拳銃
昭和四十一年

〔別紙〕
衆議院議員瀬長亀次郎君提出在日米軍基地の日本人従業員に対する武器携帯強行措置に関する質問に対する答弁書

2 昭和二十七年十二月三十日に開催された第三十四回国合同委員会において、日本人警備員に関する取扱を行つたが、その内容は米軍による武装警備員の雇用は米軍が使用中の施設・区域内で必要最小限度にとどめ、武器の使用は日本国刑法第三十六条第一項の正当防衛及び同法第三十七条第一項の緊急避難に該当する事態が発生した場合に限られ、かつ、武器の取扱いに関する事態が発見したときは必要最小限度

3 基本労務契約附表「職務定義書」は、日本人従業員の職務内容を規定したものであり、「警備員」については、一定の勤務箇所に勤務している間、若干の小型武器（連發拳銃、散弾銃、カービン銃）を携帯することもあるとして、異常を発見したときは必要最小限度の是正措置をとることにも言及している。

なお、「警備員」が携帯する銃砲の種類については、その職務の性質上、おのずから一定の限度があるものと考へる。

四について

1及び2 日本人警備員の行動については、我が国の関係法令が適用される。なお、日本人警備員が携帯している銃砲等を使用することが認められるのは、正当防衛及び緊急避難の場合に限られており、それ以外の場合における銃砲等の使用については、たとえそれが当該警備員の公務の執行中であつても認められない。

3及び4 日米地位協定の下では、同協定第十八条第五項は、「公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作行為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作行為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権について定めており、日本人警備員は、同項の「合衆国軍隊の被用者」に当たると考えられるので、日本人警備員が公務執行中に日本国政府以外の第三者に損害を与えた場合の補償措置は、同項の規定に従つて処理されることとなる。また、万一日本人警備員が公務執行中に災害を被つた場合には、通常労働者災害補償保険法に基づき補償が行われることとなる。

なお、政府としては、米軍が日本人警備員に銃砲等を携帯の上、施設・区域内において警護に当たらせる場合の安全対策については、慎重に配慮するよう米側に要請してきているところである。

五について

米軍は、国会の承認を得た日米地位協定第三条に基づいて施設・区域の警護のための必要な措置として日本人警備員に銃砲を携帯させることができるものであり、同項に基づく銃砲の所持は、銃砲刀剣類所持等取締法第三条第

一項第一号の「法令に基き職務のため所持する場合」に該当するものと考える。

右答弁する。

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員栗田翠君提出浜岡原子力発電所3号炉の敷地地盤の安全性に関する質問に対する答弁書

浜岡原子力発電所3号炉の敷地地盤の安全性に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十八年四月七日

提出者 栗田 翠

衆議院議長 福田 一殿

浜岡原子力発電所3号炉の敷地地盤の安全

性に関する質問主意書

静岡大学教授(地学)、伊藤通玄

静岡大学教授(地学)、林弘文静岡大学助教授(物理学)

去る四月初めに、日本科学者会議の調査グル

ープ(藤井陽一郎茨城大学教授(測地学)、伊藤通玄

静岡大学教授(地学)、林弘文静岡大学助教授(物

理学)らによる静岡県御前崎地域の地質調査が行

われた。その結果「白羽(しろわ)断層」の露頭が

地質学的に初めて確認された。また、同露頭は、

基盤の相良層(新第三紀層)を約七十八センチ切

つていてある。このことは3号炉敷地内のH断層系

が活断層である可能性を示唆しており、3号炉の

敷地地盤と地質の安全審査結果に重大な事実誤認

の疑いがあることを示している。

さらに問題なのは「一部補正」で「御前崎町白羽

の露頭では……ここでの相良層には、断層が認め

られるが、上位の御前崎砂層に変位を与えていな

い」と書き、「御前崎白羽の露頭スケッチ」を添付

されていることである。この文章は、なんの注釈も

なく書かれており、これを素直に読めば「白羽断

層」の露頭についての調査が行われ、問題がない

といふ評価がされたと誰もが思うであろう。「白

羽断層」は、「日本の活断層」(東京大学出版会)の

中で「確実度1」の活断層として記載されており、

活動はなかつたものと推定される」と結論付けている。その根拠としたのは、御前崎地域の十数箇所の相良層などを切つて観察したところ、「いずれも上位の第四紀層に変位を与えていない」、「少なくとも御前崎砂層に変位を与えていない」からだといふことであった。

また、政府は、H断層系の評価としてこれをそのまま認め、「この断層は少なくとも最近の活動がないと判断して差し支えない」(通産省)、「H断層系の最近の活動性はないものと判断され、繰り返して活動する性質を持つ活動層とは異なり、地震を引き起こすような断層ではないものと判断する」(原子力安全委員会)としたのである。

このほど、日本科学者会議の調査グループが確認した「白羽断層」の露頭では、基盤の相良層を切つてある断層が明確に上位の御前崎砂層に変位を与えており、このことは3号炉敷地内のH断層系が活断層である可能性を示唆しており、3号炉の敷地地盤と地質の安全審査結果に重大な事実誤認の疑いがあることを示している。

以下、浜岡3号炉増設問題について、これまで述べた部分に限つて質問する。

一、3号炉敷地の地質、地質構造の調査に当たつて、日本科学者会議の調査グループがこのほど確認した「白羽断層」の露頭を調査・検討したのかどうか。

二、「日本活断層」に、御前崎地域の活断層として記載されている「白羽断層」を始め一連の活断層と第四紀層との関係については、一〇数ヶ所の露頭を調査・検討したのかどうか。

三、「一部補正」で「相良層、掛川層にみられる層と第四紀層との関係については、一〇数ヶ所の露頭を観察した」とあるが、その露頭の位置を地名番地で明確にされたい。

四、「一部補正」でこれら「一〇数ヶ所の露頭」では「いずれも上位の第四紀層に変位を与えていない」とあるが、そのように評価した根拠を具体的に示されたい。

五、これら敷地周辺の地質調査の時期、調査人員、調査内容等について明確にされたい。また、コンサルタント会社が中部電力に出した資料は安全評価の上で極めて重要なので、その内容を明らかにされたい。

六、3号炉敷地のH断層系の安全評価は重大な事実誤認の疑いがあるので、全面的な見直しをすべきであると考えるがどうか。

七、また、その見直しに当たっては、3号炉建設に反対又は批判的な住民、学者などの意見を反映されるようすべきだと思うがどうか。

右質問する。

内閣衆賀九八第一八号

昭和五十八年四月二十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議員栗田翠君提出浜岡原子力発電所3号

炉の敷地地盤の安全性に関する質問に対し、別

紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員栗田翠君提出浜岡原子力発電所3号炉の敷地地盤の安全性に関する質問に対する答弁書

一について

浜岡原子力発電所3号炉の地質、地質構造の調査に当たつては、御指摘の露頭について、十分に、調査・検討を行つた。なお、御指摘の露頭は、三についてにおいて述べる11K120の露頭であると考えられる。

「日本の活断層」に記載されている御前崎地域の断層については、十分に、調査・検討を行つた。

三について

御指摘の露頭は、「浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(3号炉増設)」の添付書類六第3、3-2図に示されているとおりであるが、その位置については、露頭番号に応じ、それが、それ次のとおりである。

(1) 02C1503 小笠町高橋	(2) 02S1554 相良町菅ヶ谷	(3) 04C2213 浜岡町門屋
(4) 04C2403 小笠町高橋	(5) 08T2507 相良町地頭方	(6) 09Z20710 浜岡町上の原
(7) 09Z1713 相良町笠名	(8) 11K1201 御前崎町白羽	(9) 28H13 相良町西萩間
(10) 29K15 相良町大江	(11) 29K19 相良町大江	(12) 36H01 御前崎町白羽
(13) 36K03 御前崎町御前崎		

四について

三についてにおいて述べた露頭については、第三紀層の上位に堆積する第四紀層中の断層の有無、第三紀層中の断層と第四紀層中の断層との連続性の有無、第四紀層中の断層の形成原因

部を改正する法律案及び同報告書

等を総合的に検討し、いずれの露頭においても、第三紀層中の断層の活動が、その上位に堆積する第四紀層に変位を与えていないことを評価した。

五について

浜岡原子力発電所3号炉敷地周辺の地質調査

としては、昭和五十三年度から昭和五十五年度にかけて、中部電力株式会社が、コンサルタント会社(サンコーコンサルタント及びアイ・エス・エー新土木研究所)に委託して、文献調査及び広域地質構造調査を行つた。なお、調査人員等については、把握していない。

中部電力株式会社が、コンサルタント会社に委託して行つた調査の結果については、取りまとめて、「浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(3号炉増設)」の添付書類六に記載されている。

六及び七について

以上述べたように、浜岡原子力発電所3号炉の敷地地盤の安全評価について、御指摘のようない事実誤認の疑いが存するとは考えられないの

で、安全評価の見直しをする必要はないと考える。

右答弁する。

戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

昭和五十八年四月二十日

參議院議長 德永 正利

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)

1 この法律は、昭和五十八年十月一日から施行

する。ただし、第二条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の改正規定並びに第三条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条

第一項及び附則第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

² 第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項並びに第三条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

肥料取締法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十八年三月十二日 内閣総理大臣 中曾根康弘

肥料取締法の一部を改正する法律案

昭和五十八年三月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

肥料取締法の一部を改正する法律

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「左の各号の」を「次の」に、「ただし、公定規格が定められていない普通肥料」を「ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの及び専ら登録を受けた普通肥料が原料として配合される普通肥料であつて省令で定めるもの(以下「指定配合肥料」という。)」に改め、同項第二号中「りん酸」を「りん酸」に、「もの。」を「もの。」に改め、同項第四号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第二項中「市町村を「都道府県」に、「こえない」の他政令で定める者(以下「農業協同組合」の下に「その他を超えない」に改め、「農業協同組合」の下に「その他」を加え、同条第三項中「但し」、公定規格が定められていない普通肥料」を「ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの及び指定配合肥料」に改める。

第五条中「公定規格が定められていない普通肥料」を「普通肥料で公定規格が定められていないもの」に改める。

の(指定配合肥料を除く。)に改める。

第六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「名称」を「種類及び名称(仮登録の場合には認められるときは、この限りでない。」に改め、同項第五号中「販売業務を行ふ事業場及び」を削り、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 原料 生産の方法等からみて、植物に害がないことを明らかにするために特に必要があるものとして省令で定める肥料の登録にあつては、植物に対する害に関する栽培試験の成績とし、第六号を第七号とし、第五号の次に二号を加える。

第六条第二項中「一万円を超えない範囲内において省令」を「その申請に対する調査に要する実費の額を考慮して政令」に改める。

第七条中「且つ」を「かつ」に改め、同条に次のだし書を加える。

ただし、前条第一項第六号の省令で定める肥料については、調査の結果、通常の施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるときは、この限りでない。

第八条第二項中「規定により調査をさせた場合において、申請書に記載された栽培試験の成績及びその職員の分析の結果によれば」を「規定による調査の結果」に改め、「その効果」の下に「その他その品質」を加え、「定が」を「定めが」に改め、同項に次のだし書を加える。

ただし、申請書に記載された施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるときは、この限りでない。

第十条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「名称」を「種類及び名称(仮登録の場合には肥料の名称)」に改める。

第十二条第一項中「三年」の下に「省令で定める種類の普通肥料にあつては、六年」を加え、同条第四項中「第六条第一項各号」を「第六条第一項第一号から第五号まで及び第八号」に改め、同条第五項中「一千八百円を超えない範囲内において省

令」を「その申請に対する調査に要する実費の額を考慮して政令に改める。

第十三条第一項中「左の各号に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第二号中「販売業務を行う事業場又は」を削る。

第十六条第一項中「第三十一条第一項若しくは第二項」を「第三十一条第一項から第三項まで」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「名称」を「種類及び名称(仮登録の場合には肥料の名称)」に改め、同条第二項中「前項第二号又は第四号」を「前項第一号の肥料の名称又は同項第四号」に、「に変更があつた旨」を「に係る変更」に改め、同条の次に「(指定配合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)」を加える。

第十六条の二 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、輸入業者及び第四条第一項第一号又は第二号の普通肥料の一種以上が原料として配合される指定配合肥料の生産業者にあつては農林水産大臣に、その他の生産業者にあつてはその生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

二 肥料の名称
三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
四 保管する施設の所在地
2 農業協同組合等が第四条第一項第一号又は第二号の普通肥料の一種以上が原料として配合される指定配合肥料の生産業者である場合には、前項の規定にかかるわらず、当該肥料を生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、同項各号に掲げる事項を届け出なければならぬ。

3 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者

は、第一項の届出事項に変更を生じたときは、その日から一週間に以内に、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

その事業を廃止したときも、同様とする。

第十七条中「左の」を「次の」に、「附さなければ」を付さなければ」に改め、同条第二号中「名称」を「種類及び名称(仮登録の場合又は指定配合肥料の場合には肥料の名称)」に改め、同条第八号中「登録番号」を「指定配合肥料以外の肥料にあつては、登録番号」に改め、同条第九号中「第二十五条但書」を「第二十五条ただし書」に改め、同条第十号中「肥料」の下に「又は指定配合肥料」を加え、同条に次の一号を加える。

十一 その他省令で定める事項
第十八条第一項中「左の」を「次の」に、「附さなければ」を「付さなければ」に、「附されて」を「付されれて」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同項第三号中、「第九号及び第十号」を「及び第九号から第十一号まで」に改め、同項第四号中「附した」を「付した」に改め、同項第二項中「事項」の下に「その他省令で定める事項」を加える。

第十九条第一項中「普通肥料」の下に「(指定配合肥料を除く。)」を加え、「且つ」を「かつ」に、「附されているもの」を「付されているもの、指定配合肥料については、保証票が付されているもの」に改め。

第二十一条中「又は仮登録」を「若しくは仮登録」に改め、「普通肥料」の下に「又はその受理した届出に係る指定配合肥料」を加える。

第二十二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「販売業務を行う事業場及び」を削る。

第二十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項ただし書きを削り、同条第二項を次のよう改める。

2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の

週間に内に、その旨を当該都道府県知事に届け

出なければならない。その販売業務を廃止したときも、同様とする。

第三十条第一項中「取締」を「取締り」に、「分析検査」を「検査」に改め、同条第六項中「分析検査」を「検査」に改める。

第三十一条第一項中「違反の場合の」を削り、同条第一項中「又は仮登録をした普通肥料」を「若しくは仮登録をした普通肥料又はその届出に係る肥料」に改め、同条第八号中「登録番号」を「指定配合肥料」に、「基く」を「基づく」に、「普通肥料」を「当該肥料」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第二項中「販売業者」を「その届出に係る指定配合肥料」に、「基く」を「基づく」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第四項中「第一項又は第一項」を「第一項から第三項まで」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項中「第一項又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「取消」を「取消し」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

(経過措置)
第三十五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十五条の二 二 第三十六条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「附した」を「付した」に改め、同条に次の二項を加える。

四 第三十二条第三項の規定による肥料の譲渡又は引渡しの制限又は禁止に違反した者

第三十七条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「当つて」を「當たつて」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十六条の二、第二十二条又は第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十二条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に、「取消」を「取消し」に

る。

三 第二十四条第二項又は第二十六条の規定に違反した者

第三十七条に次の二項を加える。

四 第三十二条第三項の規定による肥料の譲渡又は引渡しの制限又は禁止に違反した者

第三十八条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号を次のように改め

る。

一 第十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による届出若しくは申請をせず、若しくは

は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

消を」を「取消しを」に改め、「対し」の下に「、同条第三項の規定による肥料の譲渡又は引渡しの制限又は禁止の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し」を加え、「取消の」を「取消し又は処分の」に、「呈示し」を「提示し」に改める。

第三十四条第二項中「規定による処分」を「規定による肥料の譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止の処分」に、「行なわなければ」を行わなければ処分の」と、「呈示し」を「提示し」に改める。

第三十五条の次に次の二項を加える。

五 第三十五条の次に次の二項を加える。

六 第三十五条の次に次の二項を加える。

七 第三十五条の次に次の二項を加える。

八 第三十五条の次に次の二項を加える。

九 第三十五条の次に次の二項を加える。

十 第三十五条の次に次の二項を加える。

十一 第三十五条の次に次の二項を加える。

十二 第三十五条の次に次の二項を加える。

十三 第三十五条の次に次の二項を加える。

十四 第三十五条の次に次の二項を加える。

十五 第三十五条の次に次の二項を加える。

十六 第三十五条の次に次の二項を加える。

十七 第三十五条の次に次の二項を加える。

十八 第三十五条の次に次の二項を加える。

十九 第三十五条の次に次の二項を加える。

二十 第三十五条の次に次の二項を加える。

第三十八条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者

第三十九条中「左の」を「次の」に、「一円」を「十万円」に改め、同条第一号中「又は第十三条第三項、第五項若しくは第六項」を削り、同条第五号中「肥料若しくはその原料の検査」を「立入り、検査若しくは収去」に、「虚偽の陳述」を「答弁をせず、若しくは虚偽の答弁」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「対し」の下に「報告をせず、又は」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十三条第三項の規定による届出若しくは申請をせず、若しくは同条第五項若しくは第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第四十一条中「第三十一条第三項」を「第三十一條第四項」に、「一千円」を「五万円」に改める。

(附 則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの法律による改正前の肥料取締法(以下「旧法」という。)に基づきされた登録若しくは仮登録の申請又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新の中請で、この法律の施行の際現にこれに対する登録若しくは仮登録若しくは登録若しくは仮登録の有効期間の更新又は登録若しくは仮登録若しくは登録若しくは仮登録の有効期間の更新の却下がされていないものの処理(旧法第十条の登録証又は仮登録証の交付及び旧法第十六条第一項の登録又は仮登録に関する公告を除く。)に関しては、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に農業協同組合が旧法

法に基づく販売業務についての届出があつたものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

二 この法律の施行の際現に農業協同組合が旧法第四条第一項第三号の肥料につき交付されている登録証は、新法に基づき都道府県知事が交付した登録証とみなす。

三 肥料の品質保全措置の強化

普通肥料の一部について、登録申請書に植物に対する害に関する栽培試験の成績を記載

させることとするとともに、当該肥料につい

て植物に害があると認められるときは、農林

水産大臣又は都道府県知事は、登録又は仮登

録をしないことができるものとすること。

また、植物に害があると認められるに至つ

た肥料については、当該肥料の流通を規制

し、又はその登録を取り消すことができるも

のとすること。

四 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年四月十九日

農林水産委員長 山崎平八郎

衆議院議長 福田 一殿

(別紙)

肥料取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

1 普通肥料の一部についての登録制から届出

更新を受けた普通肥料の生産業者については当該登録又は登録の有効期間の更新のあつた日以後に都道府県知事の登録又は登録の有効期間の更新を受ける普通肥料の生産業者については当該登録又は登録の有効期間の更新のあつた日以後に都道府県知事の登録又は登録の有効期間を延長すること、植物に有害な肥料の規制を強化すること等の措置を講じようとするものであり、その主要な内容は次のとおりである。

専ら登録を受けた普通肥料が原料として配

合される普通肥料については、当該肥料の生

産業者又は輸入業者がその氏名及び住所、肥料の名称等を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出るものとし、登録又は仮登録を受け

一

肥料の品質保全を期するため、国及び県の取

る必要がないものとする」と。

2 普通肥料の一部についての登録の有効期間の延長

省令で定める種類の普通肥料の登録の有効期間を三年から六年にすること。

3 肥料の品質保全措置の強化

普通肥料の一部について、登録申請書に植物に対する害に関する栽培試験の成績を記載

させることとするとともに、当該肥料につい

て植物に害があると認められるときは、農林

水産大臣又は都道府県知事は、登録又は仮登

録をしないことができるものとすること。

また、植物に害があると認められるに至つ

た肥料については、当該肥料の流通を規制

し、又はその登録を取り消すことができるも

のとすること。

四 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

締体制の強化に努めるとともに、肥料の性格に応じ、肥料の品質表示等適切な規制措置を講ずること。

肥料の価格安定を図るために、肥料工業の構造改善の実施等による生産、流通コストの低減等、価格安定に必要な諸対策を強力に推進する。」

三 農業生産の安定と土地生産力の増強を図るために、土壤改良、施肥技術等の研究普及体制を強化するとともに、地力培養に関する諸対策を推進すること。右決議する。

右 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

昭和五十八年二月八日

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

第一条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百五十五号）の一部を次のように改

正する。

附則別表第六の二の金額の欄中「五、七三九、
一〇〇円」を「五、八三三、一〇〇円」と、「五、
一〇八、一〇〇円」を「五、一〇四〇、九〇〇円」
に、「四、一六一、四〇〇円」を「四、三五、
四〇〇円」と、「三、大四三、一〇〇円」を「三、
七八七、五〇〇円」と、「三、三五九、〇〇〇円」
を「三、四九七、九〇〇円」と、「一、七五四、
一〇〇円」を「一、八三一、一〇〇円」と、「一、

昭和五十八年四月二十六日

衆議院會議錄第十

二八〇、六〇〇円」を「一、三八七、八〇〇円」に、「一、八、九〇〇円」を「一、八六〇、六〇〇円」に、「一、五三八、六〇〇円」を「一、五九九、八〇〇円」に、「一、三九七、九〇〇円」を「一、四三七、九〇〇円」に、「一、一五七、五〇〇円」を「一、一九四、〇〇〇円」に、「一、〇九一、四〇〇円」を「一、一一一、一〇〇円」に、「一、〇五九、二〇〇円」を「一、〇九一、四〇〇円」に、「九七二、六〇〇円」を「九九五、八〇〇円」に改める。
附則別表第八の金額の欄中「一、四一五、六〇〇円」を「一、五〇四、一〇〇円」に、「一、九三三、〇〇〇円」を「一、九五九、七〇〇円」に、「一、七七一、〇〇〇円」を「一、八一六、九〇〇円」に、「一、五三八、六〇〇円」を「一、五九九、八〇〇円」に改める。
(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第三項「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。
附則第十五条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。
4 傷病者遺族特別年金を受ける者については、その年額に四万八千円を加えるものとする。
5 第三項の規定により傷病者遺族特別年金を給しないこととされる者の扶助料(附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされている扶助料を除く)の年額が、その者が当該扶助料を受けることができないとしたならば給されることとなる前項の規定による年額の加算をされた傷病者遺族特別年金の年額に満たないときは、前三項の規定にかかるらず、その者が、当該加算をされた傷病者遺族特別年金の年額と当該扶助料の年額

8
との差額に相当する額を年額とする傷病者遺族特別年金を給するものとする。
附則第十五条に次の一項を加える。

第四項の規定によると新たに傷病者として算定する年金の年額に加算されることとなる者の当該年金及び新たに第五項に規定する傷病者遺族特別年金を給されることとなる者の当該傷病者

者遺族特別年金の給与は、昭和五十八年十月から始めるものとする。

(施行期日)
第一条 この法律中第二条並びに附則第三条及び
第四条の規定は昭和五十八年十月一日から、第

一条及び次条の規定は同年十二月一日から施行する。

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)。以下「法律第百五十五

二月分以降、その年額を、法律第百五十五号附
則第三項に規定する普
通恩給又は扶助料については、昭和五十八年十二月三十日までに支拂ふこととする。

改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額

額とみなし、改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令の規定によつて算出して得た年額（その額に、五十円未満の端数がある

ときば」とれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときば」とれを「百円に切り上げる。」などといふ。

改定する。 法律第一百五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、七十歳以上の

者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、昭和十五年十一月分以降、その年額を、法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第

(傷病者遺族特別年金の年額の改定)

八の下欄に掲げる金額を退職又は死亡時分の
給年額とみなし、改正後の法律第百五十五号附
則その他恩給に関する法令の規定によつて算出
して得た年額(その額に、五十円未満の端数が
あるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未
満の端数があるときはこれを百円に切り上げ
る。)に改定する。

第四条 前二条の規定による恩給年額の改定は、
十八年十月分以降、その年額を、改定後の恩給
法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律
第五十一号)附則第十五条の規定によつて算出
して得た年額に改定する。

(職権改定)

理由

長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る仮定俸
給を引き上げるとともに、傷病者遺族特別年金の
年額に加算を行う必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改
正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 長期在職の旧軍人等に係る仮定俸給の改善

長期在職の旧軍人又はその遺族で、七十歳
以上のもの(七十歳未満の妻及び子を含む。)
に係る仮定俸給の格付を一号俸引き上げること。
2 傷病者遺族特別年金の改善

傷病者遺族特別年金に、年額四万八千円の
加算(遺族加算)を行い、次表のとおり引き上げ
るとともに、これに伴い普通扶助料につい
て所要の調整を行うこと。

昭和五十八年四月二十六日 衆議院会議録第十八号 恩給法の一部を改正する法律案及び同報告書 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十八年四月二十六日 恩給法の一部を改正する法律案及び同報告書 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案及び同報告書

五三四

区分	現行年額	改定年額
傷病年金又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族	二五九、〇〇〇円	三〇七、〇〇〇円
第二款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族	一九四、三〇〇円	一二四、三〇〇円

3 施行期日

以上の措置のうち、1については昭和五十八年十二月一日から、2については同年十月一日からそれぞれ実施すること。

二 議案の可決理由

本案は、妥当な措置と認め、これを可決すべきものとの議決した次第である。

なお、本案に對して、日本共産党中央路雅弘君外一名から「昭和五十七年の人事院勧告に基づき、公務員給与の改定が行われたとした場合の従来の方式により、恩給の改善を行い、昭和五十八年四月一日から実施する。」旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。本修正案に対して、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して丹羽総理府総務長官より「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和五十八年度一般会計予算に約二億五千八百万円が計上されている。

なお、昭和五十九年度以降平年度所要額は、約二十億六千九百万円の見込みである。

右報告する。

昭和五十八年四月二十六日

内閣委員長代理 理事 愛野興一郎

衆議院議長 福田 一殿

[別紙]

建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改

正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について速やかに善処すべき

である。

一 恩給の実施期間については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をするとともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きそのままのと議決した次第である。

一 扶助料については、さらに給付水準の実質的引上げ等を図ること。

一 戰地勤務に服した旧日赤看護婦及び旧陸海軍看護婦に対する慰労給付金の増額を検討すること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分のものを除く)について検討を行うこと。

一 現在問題となつてゐるかつて日本国籍を持っていた旧軍人軍属等に関する諸案件(解決済みのものを除く)について検討を行うこと。

一 議案の可決理由

本件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分のものを除く)について検討を行うこと。

一 現在問題となつてゐるかつて日本国籍を持っていた旧軍人軍属等に関する諸案件(解決済みのものを除く)について検討を行うこと。

一 議案の可決理由

本件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分のものを除く)について検討を行うこと。

一 議案の可決理由

本件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 議案の可決理由

本件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 議案の可決理由

本件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 議案の可決理由

本件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

十七年法律第六十九号)の一部を次のように改

正する。
題名の次に次の目次並びに章名及び節名を付する。

第三十五条第二項中「第十条」を「第十四条」に改め、同項の第一項を削り、同条第三項を次の

ように改める。

第三十五条第四項を削り、同条第五項中「前

四項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の五項を加え、同条を第六十一条とする。

5 第一項本文に規定する場合を除いて、建物の一部が滅失したときは、集会において、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数で、滅失した共用部分を復旧する旨の決議をすることができる。

6 前項の決議をした集会の議事録には、その決議についての各区区分所有者の賛否をも記載しなければならない。

7 第五項の決議があつたときは、その決議に賛成した区分所有者(その承継人を含む)に対し、建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。

8 第五項に規定する場合において、建物の一部が滅失した日から六月以内に同項又は次条第一項の決議がないときは、各区分所有者は、他の区分所有者に対し、建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。

9 第二項及び前二項の場合には、裁判所は、償還又は買取りの請求を受けた区分所有者の請求により、償還金又は代金の支払につき相

だし書を加える。

たゞ、共用部分については、復旧の工事に着手するまでに第三項又は次条第一項の決議があつたときは、この限りでない。

第三十五条第二項中「第十条」を「第十四条」に改め、同項の第一項を削り、同条第三項を次の

ように改める。

第三十五条第四項を削り、同条第五項中「前

四項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の五項を加え、同条を第六十一条とする。

5 第一項本文に規定する場合を除いて、建物の一部が滅失したときは、集会において、区分

所有者及び議決権の各四分の三以上の多数で、滅失した共用部分を復旧する旨の決議をする

ことができる。

6 前項の決議をした集会の議事録には、その

決議についての各区区分所有者の賛否をも記載

しなければならない。

7 第五項の決議があつたときは、その決議に

賛成した区分所有者(その承継人を含む)に対し、建物及びそ

の敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを

請求することができる。

8 第五項に規定する場合において、建物の一部が滅失した日から六月以内に同項又は次条

第一項の決議がないときは、各区分所有者

は、他の区分所有者に対し、建物及びその敷

地に関する権利を時価で買い取るべきことを

請求することができる。

9 第二項及び前二項の場合には、裁判所は、

償還又は買取りの請求を受けた区分所有者の

請求により、償還金又は代金の支払につき相

当の期限を許与することができる。

第三十四条に見出として「書面決議」を付し、同条第二項中「第二十六条」を「第三十三条」と改め、同条を第四十五条とし、同条の次に次の二条及び二節並びに節名を加える。

(規約及び集会の決議の効力)

第四十六条 規約及び集会の決議は、区分所有者の特定承継人に対しても、その効力を生ずる。

2 占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用方法につき、区分所有者が規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

第六節 管理組合法人

(成立等)

第四十七条 第三条に規定する団体で区分所有者の数が三十人以上であるものは、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議で法人となる旨並びにその名称及び事務所を定め、かつ、その主たる事務所の所在地において登記をすることによって法人となる。

2 前項の規定による法人は、管理組合法人と称する。

3 この法律に規定するもののか、管理組合法人の登記に関する必要な事項は、政令で定める。

4 管理組合法人に關して登記すべき事項は、登記した後でなければ、第三者に対抗することができない。

5 管理組合法人の成立前の集会の決議、規約及び管理組合法人の職務の範囲内の行為は、管理組合法人に效力を生ずる。

6 管理組合法人は、区分所有者を代理して、第十八条第四項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による損害保険契約に基づく保険金額を請求し、受領することができる。

7 民法第四十三条、第四十四条、第五十条及

び第五十五条の規定は管理組合法人に、破産法(大正十一年法律第七十一号)第百二十七条规定は存立中の管理組合法人に準用する。

第二項の規定は存立中の管理組合法人に準用する。

四十二条第三項及び第四十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、管理組合法人に適用しない。

四十二条第三項第一項ただし書(第

(理事)

第四十九条 管理組合法人には、理事を置かなければならない。

2 理事は、管理組合法人を代表する。

3 理事が数あるときは、各自管理組合法人を代表する。

4 前項の規定は、規約若しくは集会の決議によつて、管理組合法人を代表すべき理事を定め、若しくは数人の理事が共同して管理組合法人を代表すべきことを定め、又は規約の定めに基づき理事の互選によつて管理組合法人を代表すべき理事を定めることを妨げない。

5 理事の任期は、二年とする。ただし、規約で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

6 理事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なおその職務を行う。

7 第二十五条、民法第五十二条第二項及び第五十四条から第五十六条まで並びに非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号(第三十五条第一項の規定は、理事に準用する。)

8 第二十九条第一項ただし書に規定する負担の割合が定められているときは、その割合で、その債務の弁済の責めに任する。ただし、第二十九条第一項ただし書に規定する負担の割合が定められていないときは、区分所有者は、第十四条に定める割合と同一の割合で、その債務の弁済の責めに任する。

9 第五十三条 管理組合法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、区分所有者は、第十四条に定める割合と同一の割合で、その債務の弁済の責めに任する。ただし、第二十九条第一項ただし書に規定する負担の割合が定められているときは、その割合による。

10 第三十三条第一項本文中「管理者」とあるのは「理事が管理組合法人の事務所において」と、第三十四条第一項から第三項まで及び第五項、第三十五条第三項、第四十一条並びに第

四十三条の規定を適用する場合にはこれらの規定中「管理者」とあるのは「理事」とする。

11 管理組合法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第三項及び第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(管理組合法人を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法

人」とあるのは「普通法人(管理組合法人を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(管理組合法人を除く。)」と

する。

12 第五十四条 (監事)

13 第五十条 管理組合法人には、監事を置かなければならぬ。

14 監事は、理事又は管理組合法人の使用者と兼ねてはならない。

15 第五十四条 (解散)

16 第五十五条 管理組合法人は、次の事由によつて解散する。

17 第五十六条及び第五十九条並びに非訟事件手続法第三十五条第一項の規定は、監事に準用する。

18 第五十二条 (監事の代表権)

19 第五十二条 管理組合法人と理事との利益が相反する事項については、監事が管理組合法人を代表する。

20 第五十二条 (事務の執行)

21 第五十二条 管理組合法人の事務は、この法律

に定めるもののほか、すべて集会の決議によつて行う。ただし、この法律に集会の決議によつて特別の定数が定められている事項及び第

五十七条第二項に規定する事項を除いて、規約で、理事その他の役員が決するものとすることができる。

22 前項の規定にかかわらず、保存行為は、理事が決することができる。

23 第五十二条 管理組合法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、区分所有者は、第十四条に定める割合と同一の割合で、その債務の弁済の責めに任する。ただし、第二十九条第一項ただし書に規定する負担の割合が定められているときは、その割合による。

24 第五十三条 管理組合法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、区分所有者は、第十四条に定める割合と同一の割合で、その債務の弁済の責めに任する。ただし、第二十九条第一項ただし書に規定する負担の割合が定められているときは、その割合による。

25 第五十四条 (監事)

26 第五十五条 管理組合法人は、次の事由によつて解散する。

27 第五十六条 管理組合法人が、次の事由によつて解散する。

28 第五十七条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

29 第五十八条 管理組合法人は、次の事由によつて解散する。

30 第五十九条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

31 第六十条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

32 第六十一条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

33 第六十二条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

34 第六十三条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

35 第六十四条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

36 第六十五条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

37 第六十六条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

38 第六十七条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

39 第六十八条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

40 第六十九条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

41 第七十条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

42 第七十一条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

43 第七十二条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

44 第七十三条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

45 第七十四条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

46 第七十五条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

47 第七十六条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

48 第七十七条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

49 第七十八条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

50 第七十九条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

51 第八十条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

52 第八十一条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

53 第八十二条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

54 第八十三条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

55 第八十四条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

56 第八十五条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

57 第八十六条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

58 第八十七条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

59 第八十八条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

60 第八十九条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

61 第九十一条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

62 第九十二条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

63 第九十三条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

64 第九十四条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

65 第九十五条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

66 第九十六条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

67 第九十七条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

68 第九十八条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

69 第九十九条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

70 第一百条 管理組合法人には、次の事由によつて解散する。

有者に対する第一項の通知は、規約に特別の定めがあるときは、建物内の見やすい場所に掲示してすることができる。この場合には、同項の通知は、その掲示をした時に到達したものとみなす。

5 第一項の通知をする場合において、会議の目的たる事項が第十七条第一項、第三十一条第一項、第六十一条第五項、第六十二条第一項又は第六十八条第一項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。

第二十八条を第三十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(招集手続の省略)

第三十六条 集会は、区分所有者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

第二十七条の前の見出し及び同条を削る。

第二十六条に見出しとして「規約の保管及び閲覧」を付し、同条第一項中「又は区分所有者若しくはその代理人で建物を使用しているもの一人」を削り、同項に次のただし書きを加える。ただし、管理者がないときは、建物を使用している区分所有者又はその代理人で規約又は集会の決議で定めるものが保管しなければならない。

第二十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「あつたときは」の下に「正当な理由がある場合を除いて」を加え、「させなければ」を「拒んでは」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3 規約の保管場所は、建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第二十六条を第三十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(集会の招集)
第三十四条 集会は、管理者が招集する。

2 管理者は、少なくとも毎年一回集会を招集

しなければならない。

3 区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一を超える議決権を有する者が反対したときは、することができない。

四分の一を超える者又はその議決権の四分の一を超える議決権を有する者が反対したときは、することができない。

第十八条第二項に後段として次のように加え
る。
第十八条第四項(第二十一条において準用する場合を含む)の規定による損害保険契約に基づく保険金額の請求及び受領について

規約で減ずることができる。ただし、この定数は、求ることができる。ただし、この定数は、

規約で減ずることができる。

4 前項の規定による請求がされた場合において、二週間以内にその請求の日から四週間以内の日を会日とする集会の招集の通知が発せられなかつたときは、その請求をした区分所

有者は、集会を招集することができます。

5 管理者がないときは、区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。ただし、

は、集会を招集することができる。ただし、

この定数は、規約で減ずることができる。

第二十四条及び第二十五条を削る。

第二十三条の前の見出しを削り、同条に見出しつとめて「規約事項」を付し、同条ただし書きを削り、同条に次の二項を加える。

2 一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に関係しないものは、区分所有者全員の規約に定めがある場合を除いて、これを共用すべき区分所有者の規約で定めることができ。

3 前二項の場合には、区分所有者以外の者の権利を害することができない。

第二十三条を第三十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(規約の設定、変更及び廃止)

第三十一条 規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議によつてする。この場合において、規約の設定、変更又は廃止が一部の

区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。

2 前条第二項に規定する事項についての区分

所有者全員の規約の設定、変更又は廃止は、

当該一部共用部分を共用すべき区分所有者の負う。

第十八条第二項に後段として次のように加え
る。
第十八条第四項(第二十一条において準用する場合を含む)の規定による損害保険契約に基づく保険金額の請求及び受領について

も、同様とする。

第十八条に次の二項を加え、同条を第二十六

条とする。

管理者は、規約又は集会の決議により、そ

の職務(第二項後段に規定する事項を含む)に

に関し、区分所有者のために、原告又は被告

となることができる。

5 管理者は、前項の規約により原告又は被告となつたときは、遅滞なく、区分所有者にそ

の旨を通知しなければならない。この場合に

は、第三十五条第二項から第四項までの規定

に次の一項及び節名を加える。

(区分所有者の責任等)

第二十九条 管理者がその職務の範囲内において第三者との間にした行為につき区分所有者がその責めに任すべき割合は、第十四条に定められた割合と同一の割合とする。ただし、規約で建物並びにその敷地及び附属施設の管理に要する経費につき負担の割合が定められているときは、その割合による。

2 前項の行為により第三者が区分所有者に対して有する債権は、その特定承継人に對しても行うことができる。

第五節 規約及び集会

第二十条に見出しとして「管理所有」を付し、同条第二項中「第五条第一項」を「第六条第二項」に、「第十六条」を「第二十条」に改め、同条第一項を第一七条とする。

第二十一条を削る。

第二十条に見出しとして「管理所有」を付し、同

二項に、「第十六条」を「第二十条」に改め、同

条第一項を第一七条とする。

第十九条を削る。

第十八条に見出しとして「(権限)」を付し、同

二項に、「第十六条」を「第二十条」に改め、同

条第一項を第一七条とする。

第十六条を第二十条とし、同条の次に次の二条及び一節並びに節名を加える。

(共用部分に関する規定の準用)

第二十一条 建物の敷地又は共用部分以外の附

属施設(これらに關する権利を含む)が区分所有者の共有に屬する場合には、第十七条か

ら第十九条までの規定は、その敷地又は附屬施設に準用する。

第三節 敷地利用権

(分離処分の禁止)

第二十二条 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、区分所有者が数個の専有部分を所有するときは、各専有部分に係る敷地利用権の割合は、第十四条第一項から第三項までに定める割合による。ただし、規約での割合と異なる割合が定められているときは、その割合による。

3 前二項の規定は、建物の専有部分の全部を所有する者の敷地利用権が単独で有する所有権その他の権利である場合に準用する。

(分離処分の無効の主張の制限)

第二十三条 前条第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反する事由部分又は敷地利用権の処分については、その無効を善意の相手方に主張することできな。ただし、不動産登記法（明治三十二年法律第二百四号）の定めるところにより分離して処分することができない専有部分及び敷地利用権であることを登記した後に、その処分がされたときは、この限りでない。

（民法第二百五十五条の適用除外）

第二十四条 第二十二条第一項本文の場合には、民法第二百五十五条（同法第二百六十四条において準用する場合を含む。）の規定は、敷地利用権には適用しない。

第四節 管理者

第十五条を削る。

第十四条に見出しとして「（共用部分の負担及び利益収取）」を付し、同条中「各共有者は、」の下に「規約に別段の定めがない限り」を加え、同条を第十九条とする。

4 前三項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

第九条に見出しとして「（共用部分の使用）」を付し、同条を第十三条とする。

第八条の前の見出しを削り、同条中「第十五

条」を「第十九条」と改め、同条ただし書きを削り、を付し、同条第一項中「共有者の持分の過半数」を「集合の決議」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十八条とする。

2 前項の規定は、規約で別段の定めをする」とを妨げない。

第十二条に見出しとして「（共用部分の変更）」を付し、同条第一項を次のように改め、同条を第十七条とする。

共用部分の変更（改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く。）は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集合の決議で決する。ただし、この区分所有者の定数は、規約でその過半数まで減ずることができる。

第十一條に見出しとして「（共用部分の持分の処分）」を付し、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（一部共用部分の管理）

第十六条 一部共用部分の管理のうち、区分所有者全員の利害に關係するもの又は第三十一条第二項の規定に定めがあるものは区分所有者全員で、その他のものはこれを共用すべき区分所有者のみで行う。

第十条に見出しとして「（共用部分の持分の割合）」を付し、同条第二項中「第四条第一項ただし書の共用部分」を「一部共用部分」に、「その共用部分」を「その一部共用部分」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

3 前二項の床面積は、壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

（規約による建物の敷地）

第二十条に見出しとして「（共用部分の持分の処分）」を付し、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（規約による建物の敷地）

第六条第一項中「又は建物の敷地」を「建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附屬施設」に改め、「債権」の下に「又は規約若しくは集合の決議に基づき他の区分所有者に対して有する債権」を加え、「専有部分を有するための建物の敷地に関する権利」を「敷地利用権」に、「備えつけた」を「備え付けた」に改め、同項に後段として次のように加える。

管理者又は管理組合法人がその職務又は業務を行うにつき区分所有者に対して有する債権についても、同様とする。

第六条第三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定承継人の責任）

第八条 前条第一項に規定する債権は、債務者たる区分所有者の特定承継人に對しても行うことができる。

（建替え決議）

第六十二条 老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、建物の価値その他事情に照らし、建物がその効用を維持し、又は回復するのに過分の費用を要するに至つたときは、集

条を「第十九条」と改め、同条ただし書きを削り、同条を第十二条とする。

第七条中「専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利」を「敷地利用権」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の節名「見出し及び一条を加える。」

第二節 共用部分等

（共用部分の共有関係）

第一条 共用部分は、区分所有者全員の共有に属する。ただし、一部共用部分は、これを共用すべき区分所有者の共有に属する。

2 前項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。ただし、第二十七条第一項の場合を除いて、区分所有者以外の者を共用部分の所有者と定めることはできない。

3 民法第七十七条の規定は、共用部分には適用しない。

第六条第一項中「又は建物の敷地」を「建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附屬施設」に改め、「債権」の下に「又は規約若しくは集合の決議に基づき他の区分所有者に対して有する債権」を加え、「専有部分を有するための建物の敷地に関する権利」を「敷地利用権」に、「備えつけた」を「備え付けた」に改め、同項に後段として次のように加える。

管理者又は管理組合法人がその職務又は業務を行うにつき区分所有者に対して有する債権についても、同様とする。

第六条第三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（区分所有者の団体）

第三条 区分所有者は、全員で、建物並びにその敷地及び附屬施設の管理を行ふための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかなる共用部分（以下「一部共用部分」という。）をそれらの区分所有者が管理するときも、同様とする。

第二条の次に次の二条を加える。

（区分所有者の団体）

第三条 区分所有者は、全員で、建物並びにその敷地及び附屬施設の管理を行ふための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置く

ことができる。一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかなる共用部分（以下「一部共用部分」という。）をそれらの区分所有者が管理するときも、同様とする。

第八条 前条第一項に規定する債権は、債務者たる区分所有者の特定承継人に對しても行うことができる。

（建替え決議）

第六十二条 老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、建物の価値その他事情に照らし、建物がその効用を維持し、又は回復するのに過分の費用を要するに至つたときは、集

は、共用部分の設置又は保存にあるものと推定する。

第五条の見出しを「（区分所有者の権利義務等）」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第六条とする。

3 第一項の規定は、区分所有者以外の専有部分の占有者（以下「占有者」という。）に準用する。

第四条を削り、第三条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（規約による建物の敷地）

第五条 区分所有者が建物及び建物が所在する土地と一体として管理又は使用する庭、通路その他の土地は、規約により建物の敷地と

することができる。

2 建物が所在する土地が建物の一部の滅失に

より建物が所在する土地以外の土地となつたときは、その土地は、前項の規定により規約で建物の敷地と定められたものとみなす。建物が所在する土地以外の土地となつたときも、同様とする。

第二条の次に次の二条を加える。

（区分所有者の団体）

第三条 区分所有者は、全員で、建物並びにその敷地及び附屬施設の管理を行ふための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置く

ことができる。一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかなる共用部分（以下「一部共用部分」という。）をそれらの区分所有者が管理するときも、同様とする。

第二条の次に次の二条を加える。

（区分所有者の団体）

第三条 区分所有者は、全員で、建物並びにその敷地及び附屬施設の管理を行ふための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置く

ことができる。一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかなる共用部分（以下「一部共用部分」という。）をそれらの区分所有者が管理するときも、同様とする。

第八条 前条第一項に規定する債権は、債務者たる区分所有者の特定承継人に對しても行う

ことができる。

（建替え決議）

第六十二条 老朽、損傷、一部の滅失その他の

会において、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多數で、建物を取り壊し、かつ、建物の敷地に新たに主たる使用目的を同一とする建物を建築する旨の決議(以下「建替え決議」という。)をすることができる。

2 建替え決議においては、次の事項を定めなければならない。

一 新たに建築する建物(以下「再建建物」という。)の設計の概要

二 建物の取壊し及び再建建物の建築に要する費用の概算額

三 前号に規定する費用の分担に関する事項

四 再建建物の区分所有権の帰属に関する事項

3 前項第三号及び第四号の事項は、各区分所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

4 前条第六項の規定は、建替え決議をした集会の議事録に準用する。

(区分所有権等の売渡し請求等)

5 第六十三条 建替え決議があつたときは、集会を招集した者は、建替え決議に賛成しなかつた区分所有者(その承継人を含む。)に、その承継人を含む。)に対し、建替え決議の遂行に甚だしい影響を及ぼさないものと認めるべき顯著な事由があるときは、裁判所は、その者の請求により、代金の支払又は提供の日から一年を超えない範囲内において、建物の明渡しにつき相当の期限を許与することができる。

6 建替え決議の日から二年以内に建物の取壊しの工事に着手しない場合には、第四項の規定により区分所有権又は敷地利用権を売り渡した者は、この期間の満了の日から六月以内に、買主が支払った代金に相当する金額をそのまま返却する。ただし、建物の取壊しの工事に着手しなかつたことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

7 前項本文の規定は、同項ただし書に規定する場合において、建物の取壊しの工事の着手を妨げる理由がなくなつた日から六月以内に、建物の取壊しの工事に着手しないときに準用する。この場合その着手をしないときは、この限りでない。

8 前項の期間内に回答しなかつた第一項に規定する区分所有者は、建替えに参加しない旨を回答したものとみなす。

9 第二項の期間が経過したときは、建替え決議に賛成した各区分所有者若しくは建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者(これら者の承継人を含む。)又はこれらの者の全員の合意により区分所有権及び敷地利用権を買い受けたことがで

きる者として指定された者(以下「買受指定者」という。)は、同項の期間の満了の日から二月以内に、建替えに参加しない旨を回答しなければならない。

一 新たに建築する建物(以下「再建建物」という。)の設計の概要

二 建物の取壊し及び再建建物の建築に要する費用の概算額

三 前号に規定する費用の分担に関する事項

四 再建建物の区分所有権の帰属に関する事項

5 前項の規定による請求があつた場合において、建替えに参加しない旨を回答した区分所有者が建物の明渡しによりその生活上著しい困難を生ずるおそれがあり、かつ、建替え決議の遂行に甚だしい影響を及ぼさないものと認めるべき顯著な事由があるときは、裁判所は、その者の請求により、代金の支払又は提供の日から一年を超えない範囲内において、建物の明渡しにつき相当の期限を許与することができる。

読み替えるものとする。

(建替えに関する合意)

第六十四条 建替え決議に賛成した各区分所有者、建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者及び区分所有権又は敷地利用権を受けた各買受指定者(これら者の承継人を含む。)は、建替え決議の内容により建替えを行う旨の合意をしたものとみなす。

第二章 団地

(団地建物所有者の団体)

第六十五条 一団地内の数棟の建物があつて、その団地内の土地又は附属施設(これらに関する権利を含む。)がそれらの建物の所有者(専有部分のある建物にあつては、区分所有者)の共有に属する場合には、それらの所有者(以下「団地建物所有者」という。)は、全員で、その団地内の土地、附屬施設及び専有部分のある建物の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。

(建物の区分所有に関する規定の準用)

第六十六条 第七条、第八条、第十七条から第十九条まで、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第三项、第三十一条第一項並びに第三十三条规定は、前条の場合に準用する。

第六十七条 第一項第一号を除く。)中「区分所有者」とあるのは、「第六十五条に規定する団地建物所有者」と、「管理組合法人」とあるのは、「団地組合法人」と、「第七条第一項中「共同部分」」とあるのは、「土地等(これらに關する権利を含む。)」と、「同項第二号中「建物に専有部分(一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあつては、その共用部分)」とあるのは、「土地等(これらに關する権利を含む。)」が第六十五条に規定する団地建物所有者の共有で」と読み替えるものとする。

(団地共用部分)

第六十七条 一団地内の附屬施設たる建物(第六条に規定する建物の部分を含む。)は、前条

において準用する第三十条第一項の規定により団地共用部分とすることができる。この場合においては、その旨の登記をしなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

2 一団地内の数棟の建物の全部を所有する者は、公正証書により、前項の規約を設定することができる。

3 第十一条第一項本文及び第三項並びに第十三条から第十五条までの規定は、団地共用部分に準用する。この場合において、第十一条第一項本文中「区分所有者」とあるのは「第六十五条に規定する団地建物所有者」と、第十一条第一項及び第十五条中「専有部分」とあるのは「建物又は専有部分」と読み替えるものとする。

(規約の設定の特例)

第六十八条 次の物につき第六十六条において準用する第三十条第一項の規約を定めるには、第一号に掲げる土地又は附屬施設にあっては、当該土地の全部又は附屬施設の全部につき、それぞれ共所有者の四分の三以上でその持分の四分の三以上を有するものの同意、第二号に掲げる建物につけてはその全部につきそれを第三十四条の規定による集合における区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による決議があることを要する。

一 団地内の土地又は附屬施設（これらに関する権利を含む。）が当該団地内的一部の建物の所有者（専用部分のある建物については、区分所有者）の共有に属する場合における当該土地又は附屬施設（専有部分のある建物以外の建物の所有者のみの共有に属するものを除く。）

二 当該団地内の専有部分のある建物

2 第三十一条第二項の規定は、前項第一号に掲げる建物の一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に関係しないものについて

ての同項の集会の決議に準用する。

第三章 罰則

第六十九条 次の各号の一に該当する場合に第六十六条において準用する場合においては、その行為をした管理者、理事、規約を保管する者、議長又は清算人は、十万円以下の

過料に処する。

一 第三十三条第一項本文（第四十二条第三項及び第四十五条第二項（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）並びに第六十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第四十七条第九項（第六十六条において準用する場合を含む。）において読み替えて適用される第三十三条第一項本文の規定に違反して、規約、議事録又は第四十五条第一項（第六十六条において読み替えて適用される第三十三条第一項（第四十二条第三項及び第四十五条第二項（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）並びに第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において読み替えて適用される第三十三条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

七 理事若しくは監事が欠けた場合又は規約で定めたその員数が欠けた場合において、その選任手続を怠つたとき。

八 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十一条第一項の規定による破産宣告をしたとき。

九 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第一項の規定による検査を妨げたとき。

十 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項の規定による検査を妨げたとき。

十一 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十五 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十六 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十七 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十八 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十一 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十二 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十三 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十四 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十五 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十六 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十七 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十八 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十九 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十一 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十二 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十三 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十四 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十五 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十六 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十七 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十八 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十九 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十一 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十二 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十三 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

スルモノナル場合ニ於テハ其登記ト登記原因、其日附、登記ノ目的及ビ受附番号ガ同一ナル登記ノミアル他ノ土地トノ合併ハ此限ニ在ラズ

第八十五条第三項の次に次の二項を加える。

第一項ノ場合ニ於テ第八十一条ノ三第一項但書ノ登記アルトキハ乙地ノ登記用紙中其登記ニ其登記ガ合併後ノ土地ノ全部ニ開スル旨ヲ

附記スルコトヲ要ス

第八十七条第二項中「第八十五条第三項」の下

に及ビ第四項）を加える。

19

九十五条第二項第四号ニ掲タル事項ノ変更又ハ更正ノ登記ヲシタル場合ニ於テ敷地権以外ノ所有権ニ関スル登記又ハ所有権特別ノ先取特権及ビ質借権以外ノ権利ニ關スル登記アルトキハ其登記ニ建物ノミニ関スル旨ヲ附記スルコトヲ要ス但其登記ガ一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権ニ關スル登記ニシテ敷地権ニ付キシタル登記ト登記原因、其日附、登記ノ目的及ビ受附番号ガ同一ナルモノナルトキハ此限ニ在ラズ
前項但書ノ場合ニ於テハ同項但書ノ敷地権ニ付キシタル登記ヲ抹消スルコトヲ要ス
第五百三十三条ノ十六 敷地権ガ敷地権タラザル権利ト為リタルニ因ル第五百三十一条第二項第四号ニ掲ゲタル事項ノ変更ノ登記ヲシタルトキハ其権利ノ目的タル土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ其旨ヲ記載シ敷地権タル旨ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス敷地権ガ消滅シタルニ因ル第五百三十二条第二項第四号ニ掲ゲタル事項ノ変更ノ登記ヲシタルトキ亦同ジ
前項前段ノ手続ヲシタルトキハ同項ノ土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ敷地権タリシ権利及ビ其権利者ノ表示ヲ為シ同項ノ手続ヲ為シタルニ因リテ登記ヲシテス旨及ビ其年月日ヲ記載シ登記官捺印スルコトヲ要ス
前項ノ手続ヲ为スペキ場合ニ於テ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ニ付キ第五百三十条ノ十五第一項（第五百四十条ノ三第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ敷地権ニ關スル登記タル効力ヲ有スル登記ニシテ敷地権ノ移転ノ登記タル効力ヲ有スル登記以外ノモノナルトキハ其建物ノ登記用紙ヨリ第一項ノ土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ之ヲ転写スルコトヲ要ス

項ノ規定ニ依リ転写スベキ登記ニ後レル登記アルトキハ同項ノ規定ニ拘ハラズ相当区ノ新用紙中事項欄ニ権利ノ順序ニ従ヒ同項ノ規定ニ依リ転写スベキ登記ヲ転写シ及ビ其土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ為シタル登記ヲ移スコトヲ要ス

第七十六条第二項並ニ第八十三条第一項後段及ビ第二項乃至第六項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ、第七十六条第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ変更ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テ敷地権ノ目的タル土地ガ他ノ登記所ノ管轄ニ属スルトキハ逕滞ナク其登記所ニ其登記ヲ為シタル旨及ビ第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ記載シ又ハ転写スペキ事項ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ逕滞ナク第一項乃至第五項ニ定メタル手続ヲ為スコトヲ要ス

第九十三条ノ十七 敷地権トシテ其表示ヲ登記シタル権利ガ敷地権タラザリシコトニ因ル第十九十三条第二項第四号ニ掲ガタル事項ノ更正ノ登記ヲ為シタルトキハ其権利ノ目的タル土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ其官ヲ記載シ敷地権タル旨ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

前項ノ手続ヲ為シタル場合ニ於テ第百十条ノ十五第一項ノ規定ニ依リ敷地権ノ移転ノ登記タル効力ヲ有スル登記アルトキハ前項ノ土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ其登記ノ全部ヲ転写スルコトヲ要ス

前条第三項乃至第七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ十二 第八十二条ノ四第二項ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ニシテ建

物ノミニ閑スル旨ノ附記ナキ一般ノ先取特
権、質権又ハ抵当権ノ登記アルモノノ滅失ノ
登記ヲ申請スル場合ニ於テ数筆ノ土地ガ敷地
権ノ目的タルトキニ之ヲ準用ス

第八十一条ノ四第三項ノ規定ハ登記官職権ヲ
以テ前項ノ滅失ノ登記ヲ為ス場合ニ於テ数筆
ノ土地ガ敷地権ノ目的タルトキニ之ヲ準用ス
第九十三条ノ五中「第九十三条ノ二第二項」を
「第九十三条ノ五第二項」に改め、同条に次の一
項を加え、同条を第九十三条ノ十とする。

第九十三条ノ六ノ規定ハ第九十一条第二項第
四号ニ掲ゲタル事項ノ更正ノ登記ニ之ヲ準用
ス

第九十三条ノ四後段を次のように改める。

第九十三条ノ四後段を次のように改める。

第九十三条ノ三第二項ノ規定ハ建物ノ合併ニ
ノ規定ヲ準用ス

第九十三条ノ四に次の一項を加え、同条を第
九十三条ノ九とする。

第八十一条ノ三第二項ノ規定ハ建物ノ合併ニ
之ヲ準用ス

第九十三条ノ三第四項中「共用部分タル旨ノ
登記」の下に「又ハ団地共用部分タル旨ノ登記」
を加え、同条に次の二項を加え、同条を第九十
三条ノ八とする。

第八十一条ノ四第二項ノ規定ハ敷地権ノ表示
ヲ登記シタル建物ニシテ建物ノミニ閑スル旨
ノ附記ナキ一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権
ノ登記アルモノノ合併ノ登記ヲ申請スル場合
ニ於テ合併後ノ建物ガ区分所有権ノ目的タラ
ザルモノト為ルトキニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三ノ規定ハ一棟ノ建物ヲ区分シ
タル建物ニ非ザルモノノ区分ノ登記ノ申請ニ之
ヲ準用ス

第九十三条ノ二第三項及び第四項中「共用部
分タル旨ノ登記」の下に「又ハ団地共用部分タル
旨ノ登記」を加え、同条を第九十三条ノ五と
し、同条の次に次の二条を加える。

第九十三条ノ六 建物の区分乃く等に附する法律第五条第一項ノ規約ヲ設定シタルニ因ル第
九十五条第一項ノ規約ヲ設定シタルニ因ル第
九十九条第二項第四号ニ掲ゲタル事項ノ変更
ノ登記ノ申請書ニハ其規約ヲ証スル書面ヲ添
附スルコトヲ要ス
前項ノ規約ヲ廃止シタルニ因ル第九十一条第
二項第四号ニ掲ゲタル事項ノ変更ノ登記ノ申
請書ニハ其規約ヲ廃止シタルコトヲ証スル書
面ヲ添附スルコトヲ要ス
建物の区分所有等に関する法律第二十二条第
一項但書(同条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ
含ム)ノ規約ノ設定其他ノ事由ニ因リ敷地権
ガ敷地権タラザル権利ト為リタルニ因ル第九
十一条第二項第四号ニ掲ゲタル事項ノ変更ノ
登記ノ申請書ニハ其規約ヲ証スル書面其他之
ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
前項ノ規約ノ廃止其他ノ事由ニ因リ敷地権タ
ラザル権利ニシテ登記シタルモノガ敷地権ト
為リタルニ因ル第九十一条第二項第四号ニ掲
ゲタル事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ其規約
ヲ廃止シタルコトヲ証スル書面其他之ヲ証ス
ル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
第八十一条ノ四第二項ノ規定ハ第二項及ビ第
三項ノ場合ニ於テ一般ノ先取特權、質権又ハ
抵当権ノ登記ニシテ建物ノミニ開スル旨ノ附
記ナキモノアルトキニ之ヲ準用ス
第八十一条ノ四第三項ノ規定ハ登記官職権ヲ
以テ第二項及ビ第三項ノ登記ヲ為ス場合ニ於
テ前項ノ登記アルトキニ之ヲ準用ス
第九十三条ノ三第三項及ビ第四項ノ規定ハ第
一項及ビ第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第九十三条ノ七 建物ノ区分ノ場合ノ外一棟ノ
建物ヲ区分シタル建物ニ非ザルモノガ一棟ノ
建物ヲ区分シタル建物ト為リタルトキハ其建
物ノ表示ノ変更ノ登記ノ申請ハ一棟ノ建物ニ
ノ表示ノ変更ノ登記ノ申請ト共ニ之ヲ為スコ
トヲ要ス

ル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ハ他ノ建物ノ所有者ニ代位シテ其他ノ建物ノ表示ノ登記所有者若クハ所有権ノ登記名義人ニ代位シテ其他ノ建物ノ表示ノ変更ノ登記ヲ申請スルコトヲ得

第四十六条ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル代位登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三条の次に次の三条を加える。

第九十三条ノ二 建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキハ其建物ノ表示ノ登記ノ申請ハ其一棟ノ建物ニ属スル他ノ建物ノ表示ノ登記ノ申請ト共ニ之ヲ為スコトヲ要ス

建物ヲ新築シタル場合ニ於テ之ニ因リ一棟ノ建物ヲ区分シタル建物ニ非ザル他ノ建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタル建物ト為リタルトキハ建物ノ表示ノ登記ノ申請ハ其他ノ建物ノ表示ノ変更ノ登記ノ申請ト共ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ建物ノ所有者ハ他ノ建物ノ所有者ニ代位シテ其他ノ建物ノ表示ノ登記ヲ申請スルコトヲ得

第二項ノ場合ニ於テハ建物ノ所有者又ハ所有権ノ登記名義人ニ代位シテ其他ノ建物ノ表示ノ変更ノ登記ヲ申請スルコトヲ得

第四十六条ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル代位登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三 建物又ハ附屬建物ニ付キ敷地権アルトキハ建物ノ表示ノ登記ノ申請書ニハ敷地権ノ表示ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ敷地権ノ目的タル土地ガ建物の区分所有等に関する法律第五条第一項ノ規定ニ依リ建物ノ敷地ト為シタル土地ナルトキハ前項ノ申請書ニハ同条第一項ノ規約ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テ敷地権ガ建物の区分所有

等に關する法律第二十二条第一項但書（同条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規約ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
第一項ノ場合ニ於テ敷地権ノ目的タル土地ニ他ノ登記所ノ管轄ニ属スルモノアルトキハ同項ノ申請書ニハ其登記簿ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス
建物又ハ附屬建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナル場合ニ於テ建物ノ所有者ガ其一棟ノ建物ニ係る建物の区分所有等に関する法律第二条第五項ノ建物ノ敷地ニ付キ有スル登記シタル所有権、地上権又ハ賃借権ガ敷地権ニ非ザルトキハ建物ノ表示ノ登記ノ申請書ニハ之ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
第九十三条ノ四 建物ノ表示ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テ敷地権ノ表示ヲ登記シタルトキハ敷地権ノ目的タル土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ敷地権タル旨ノ登記ヲ為スコトヲ要ス
敷地権タル旨ノ登記ヲ為ストキハ何権利ガ敷地権タル旨及ビ其敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ヲ表示スルニ足ルベキ事項並ニ其年月日ヲ記載シ登記官捺印スルコトヲ要ス
敷地権ノ目的タル土地ガ他ノ登記所ノ管轄ニ属スルトキハ遲滞ナク其登記所ニ前項ノ規定ニ依リ記載スベキ事項ヲ通知スルコトヲ要ス
第九十六条ノ二ニ次の二項を加える。
第九十三条ノ十五ノ規定ハ第九十四条ノ二第一項本文ノ手續ヲ為シタル場合ニ於テ敷地権ノ表示ヲ受ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス
第九十七条中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。
第九十八条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ乙建物ガ第九十三条ノ九等
一項後段ニ於テ準用スル第八十一条ノ三第一
項但書ノ登記アル建物ナルトキハ新登記用紙
中乙区事項欄ニ其登記ヲ移スコトヲ要ス此提
合ニ於テハ第八十五条第四項ノ規定ヲ準用フ
第九十八条に次の二項を加える。
第九十三条ノ十六第一項乃至第四項、第六項
及ビ第七項ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記シタル
建物ガ合併ニ因リテ区分所有権ノ目的タマ
ザルモノト為リタル場合ニ於テ第二項ノ登記ヲ
ヲ為シタルトキニ之ヲ準用ス
第七十六条第二項及ビ第八十三条第三項乃至
第六項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第九十三条
ノ十六第三項及ビ第四項ノ場合ニ、第七十七条
六条第五項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第九十三
十三条ノ十六第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第九十九条ノ四第一項及び第三項中「共用部
分タル旨」の下に「又ハ団地共用部分タル旨」
を加え、同条を第九十九条ノ五とする。
第九十九条ノ三第一項中「共用部分タル旨」
ノ登記」の下に「又ハ団地共用部分タル旨」登
記」を加え、「共用部分ト」を「共用部分又ハ団
地共用部分ト」に改め、同条第二項中「共用部
分タル旨」の下に「又ハ団地共用部分タル旨」
を、「其旨ヲモ」の下に「記載シ団地共用部分
ニ付テハ之ヲ共用スペキ者ノ建物又ハ其建物
ノ属スル一棟ノ建物ヲモ」を加え、同条を第
九十九条ノ四とする。
第九十九条ノ二を第九十九条ノ三とする。
第九十九条の次に次の二条を加える。
第九十九条ノ二 第九十三条ノ十六ノ規定ハ數
地権ノ表示ヲ登記シタル建物ノ滅失ノ登記ヲ
為シタル場合ニ之ヲ準用ス
第一百条に次の二項を加える。
一棟ノ建物ヲ区分シタル建物ニ在リテハ表題
部ニ記載シタル所有者ノ証明書ニ依リ其若ヨ
リ所有権ヲ取得シタルコトヲ証スル者モ亦前
項ノ登記ノ申請ヲ為スコトヲ得

「第一百条第一項」を「第一百条第一項第一項第一項」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条第一項第二号」に改め、同条に次の四項を加える。

第九十三条ノ三ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキニ之ヲ準用ス

前条第二項ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ第百条第二項ニ依リテ登記ヲ申請スル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ建物ガ敷地権ノ表示ヲ登記シタルモノナルトキハ申請書ニ敷地権ノ登記名義人ノ承諾書及ビ必要ナル証明書類ヲ添附スルコトヲ要ス但第三十五条第一項第三号ニ掲ゲタル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

第四項ノ場合ニ於テ建物ガ敷地権ノ表示ヲ登記シタルモノニ非ザルトキハ申請書ニ申請書ノ副本及ビ必要ナル証明書類ヲ添附スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ第一項但書ノ規定ヲ準用ス

第四章第三節中第百十条ノ十二の次に次の三條を加える。

「及ビ第三項」を加える。

第一百条ノ十三 土地ノ所有権ガ敷地権ナル場合ニ於テ敷地権ナル旨ノ登記ヲ為シタルトキハ其土地ノ登記用紙ニハ所有権ノ移転ノ登記ハ之ヲ為スコトヲ得ズ但土地ノ所有権ニ関スル仮登記ニシテ其土地ガ敷地権ノ目的ト為ル前ニ其登記原因ガ生ジタルモノハ此限ニ在ラズ

敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ノ登記用紙ニハ其建物ノミニ所有権ノ移転ヲ登記原因トスル所有権ノ登記ハ之ヲ為スコトヲ得ズ此場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

第一百十条ノ十四 敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ニ付キ所有権ニ關スル登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ敷地権ノ表示ヲ記載スルコトヲ要ス但其登記ノ申請ガ建物ノミニ付キ為スモノナルトキハ此限ニ在ラズ

前項但書ノ申請ニ因リ登記ヲ為ストキハ其登記ニ建物ノミニ閑スル旨ヲ附記スルコトヲ要ス
第百十条ノ十五 敷地権ノ表示ヲ登記シタル後ニ建物ニ付キ為シタル所有權ニ閑スル登記ニシテ建物ニ付キ為シタル所有權ニ閑スル登記ノ地權ニ付テ同一ノ登記原因ニ因ル相當ノ登記タル効力ヲ有ス

前項ノ規定ニ依リ敷地権ニ閑スル登記タル効力ヲ有スル登記ト敷地権ノ目的タル土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ為シタル登記ノ前後ハ受附番号ニ依ル

第百二十六条第四項中「第九十三条ノ三第六項」を「第九十三条ノ六第五項、第九十三条ノ八第六項及ビ第七項、第九十三条ノ十第二項並ニ第九十三条ノ十二第一項」に改め、「第八十二条」

第百二十六条第四項中「第九十三条ノ三第六項」を「第九十三条ノ六第五項、第九十三条ノ八第六項及ビ第七項、第九十三条ノ十第二項並ニ第九十三条ノ十二第一項」に改め、「第八十二条」

第百五十九条中「十万円」を「三十万円」に改め

第百五十九条中「十万円」を「三十万円」に改め
第百五十九条ノ一中「第九十三条ノ二第一項」を「第九十三条ノ五第一項」に、「第九十三条ノ六」を「第九十三条ノ十一」に、「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年一月一日から施行する。

(建物の区分所有等に関する法律の一部改正に伴う経過措置の原則)

第一条 この法律は、昭和五十九年一月一日から第六条を「新法第二十二条から第二十四条までの規定は、この法律の施行の際現に存する専有部分及びその専有部分に係る敷地利用権(以下「既存専有部分等」という。)については、この法律の施行の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から適用する。ただし、次条第一項の指定に係る建物の既存専有部分等については、同項に規定する適用開始日から適用する。

第二条 第一条の規定による改正後の建物の区分所有等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いて、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、同条の規定による改正前の建物の区分所有等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により生じた効力を妨げない。

(建物の設置又は保存の瑕疵に関する推定に関する経過措置)

第三条 新法第九条の規定は、この法律の施行前に建物の設置又は保存の瑕疵により損害が生じた場合における当該瑕疵については、適用しない。

(建物部分に関する合意等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に区分所有者が共用部分に建物の設置又は保存の瑕疵により損害が生じた場合における当該瑕疵については、適用しない。

(義務違反者に対する措置に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前に区分所有者がした旧法第五条第一項に規定する行為に対する措置について、は、なお従前の例による。

第百四十条ノ三 第百十条ノ十三第一項ノ規定ハ地上権又ハ土地ノ賃借権ガ敷地権ナル場合ニ之ヲ準用スハ其建物ノミニ目的トスル一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権ノ保存又ハ設定ノ登記ハ之ヲ為スコトヲ得ズ但其土地ガ敷地権ノ目的ト為ル前ニ其登記原因ガ生ジタル質権又ハ抵当権ノ設定ノ登記ハ此限ニ在ラズ敷地権ノ表示ヲ登記用紙ニ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ノ登記用紙ニハ其登記原因ガ生ジタル質権又ハ抵当権ノ設定ノ登記ハ此限ニ在ラズ

第百四十条ノ三 第百十条ノ十四ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ノ一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権ノ保存又ハ設定ノ登記ハ之ヲ為スコトヲ得ズ此場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

第百十条ノ十三第一項ノ規定ハ地上権又ハ土地ノ賃借権ガ敷地権ナル場合ニ之ヲ準用ス

第百四十条ノ三 第百十条ノ十四ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ノ一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権ニ閑スル登記ニ之ヲ準用ス

第百四十条ノ三 第百十条ノ十四ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ノ一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権ニ閑スル登記ニ之ヲ準用ス

第百四十条ノ三 第百十条ノ十四ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ノ一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権ニ閑スル登記ニ之ヲ準用ス

第百四十条ノ三 第百十条ノ十四ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ノ一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権ニ閑スル登記ニ之ヲ準用ス

第百四十条ノ三 第百十条ノ十四ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ノ一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権ニ閑スル登記ニ之ヲ準用ス

の規定は、この法律の施行前に旧法第三十五条第四項本文の規定による請求があつた建物については、適用しない。

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第二条の規定による改正後の不動産登記法第九十三条第三項ただし書、第九十三条ノ二第一項^一を「第九十三条ノ五第一項」に、「第九十三

ノ六」を「第九十三条ノ五第一項」に、「第九十三

ノ七、第一百条第二項及び百

条第四項から第六項までの規定は、この法律の施行の際に存する一棟の建物を区分した建物については、適用しない。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に關する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条 不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項中「第九十三条ノ二第一項」を「第九十三条ノ五第一項」に、「第九十三

ノ六」を「第九十三条ノ十一」に改め。

第十六条 不動産登記法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「第九十三条ノ三第六項」を「第九十三

ノ八第六項」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第十七条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第四項中「あるとき、又は」を「あるとき、」に、「第四条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第六項中「第十一

条」を「第十四条第一項から第三項まで」に改め。

第十九条第七項及び第三百十二条第三項第二号中「公益法人等」の下に「(管理組合法人及び団地管理組合法人を含む。)」を加える。

第二百四十二条第十二号中「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「第十条」を「第十四条第一項から第三項まで」に改め、同条第六項中「第十

条」を「第十四条第一項から第三項まで」に改める。

第二百五十二条第一項中「第十条」を「第十四

条」を「第十四条第一項から第三項まで」に改める。

第三百六十八条第一項中「第九十三条ノ二第一項」を「第九十三条ノ五第一項」に、「第九十三

ノ六」を「第九十三条ノ五第一項」に、「第九十三

ノ七、第一百条第二項及び百

条第四項から第六項までの規定は、この法律の施行の際に存する一棟の建物を区分した建物については、適用しない。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に關する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(不動産登記法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第十五条 不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項中「第九十三条ノ二第一項」を「第九十三条ノ五第一項」に、「第九十三

ノ六」を「第九十三条ノ十一」に改め。

(不動産登記法の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項中「第九十三条ノ二第一項」を「第九十三条ノ五第一項」に、「第九十三

ノ六」を「第九十三条ノ十一」に改め。

(不動産登記法の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十九年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「第九十三条ノ三第六項」を「第九十三

ノ八第六項」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第十七条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第四項中「あるとき、又は」を「あるとき、」に、「第四条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第六項中「第十一

条」を「第十四条第一項から第三項まで」に改め。

第二百九十四条第七項及び第三百十二条第三項第二号中「公益法人等」の下に「(管理組合法人及び団地管理組合法人を含む。)」を加える。

第二百四十二条第十二号中「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「第十条」を「第十四条第一項から第三項まで」に改め、「適合しないとき」の下に「、又は

「第四条第二項」に改める。

て準用する場合を含む。」に改める。

第百十一条の表上欄中「第七十五条第三項」の下に「、第八十八条第四項」を加える。

第百三十三条第二項中「第二十二条」を「第三

十条第一項」に改める。

(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十八条 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第三項中「あるとき、又は」を「あるとき、」に、「第四条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十条」を「第十四条第一項から第三項まで」に改め、「適合しないとき」の下に「、又は

「第十二条第二項」に、「又は第四条第二項」を「第十一条第二項」に、「第八条ただし書」を「第十四

条第四項又は第十二条第二項ただし書」(同条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第十四条第二項又は第十二条第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第十五条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第十六条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第十七条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第十八条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第十九条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第二十条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第二十一条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第二十二条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第二十三条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第二十四条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第二十五条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第二十六条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第二十七条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第二十八条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第二十九条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第三十条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第三十一条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第三十二条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第三十三条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第三十四条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

第三十五条第三項において準用する場合を含む。)に改め。

及びその敷地に関する登記について所要の規定を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

又はその区分所有権の競売を請求することができるものとすること。

5 老朽化等により区分所有建物の建替えを当とするに至つた場合における区分所有者間の利害の合理的な調整を図るため、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数による集会の決議に基づき建替えを実現することができることとする制度を新設するものとすること。

6 専有部分と敷地利用権とを分離して処分することができる場合には、専有部分の登記用紙に敷地利用権の表示を登記することとし、専有部分及び敷地利用権についてされた処分に関する登記は、この登記用紙のみにすれば足りるものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、区分所有建物に関する管理の充実及び登記の合理化等を図るために、専有部分と敷地利用権とは原則として分離して処分することができないこととする等所要の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認められを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党から建物の代替え決議の要件の強化等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年四月二十六日

法務委員長 締實 民輔
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕
建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について格段の努力をすべきである。

理組合の運営に与える影響にかんがみ、その趣旨及び内容の周知徹底を図り、適正に相談に応ずることができるよう配慮すること。

二 建替え等に際し、経済上の理由によりこれに参加することができない者に対する援助等の措置について、政策的に配慮すること。

三 法改正に伴い中高層共同住宅標準管理規約の整備充実を図るとともに、管理組合の運営が民主的に行われるよう指導すること。

四 建物の瑕疵に関する紛争の防止に資するため、売買契約に際して取引条件を明確化するよう業者を指導するとともに、紛争を迅速かつ適切に処理する体制の整備、強化を図ること。

五 新法の既存建物への適用に伴う登記事務の適正かつ迅速な処理を図るため、登記所の充実強化について所要の措置を検討すること。

昭和五十八年四月二十六日
北西太平洋における千九百八十三年の日本国
のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する
議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

内閣總理大臣 中曾根康弘

北西太平洋における千九百八十三年の日本
のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する
議定書の締結について承認を求めるの件

昭和五十八年四月二十六日
北西太平洋における千九百八十三年の日本
のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する
議定書の締結について承認を求めるの件

間の協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁業資源の保存及び合理的利用を図るため、昭和五十八年四月二十二日にモスクワで、北西太平洋における千九百八十三年の日本国とのさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、千九百七十八年四月二十一日にモスクワで署名された漁業の分野における協力に関する日本政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づいて、次とおり協定した。

1 この議定書は、千九百七十七年五月二日付けの日本の漁業水城に関する暫定措置法及び千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高會議幹部会令の諸規定を考慮し、また、ソヴィエト社会主義共和国連邦が千九百八十三年において北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域におけるさけ・ますの漁獲を行わないことを考慮して、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国とのさけ・ますの漁獲の手續及び条件を定めることを目的とする。

2 北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国とのさけ・ますの漁獲に関する手續及び条件は、次のとおりとする。

(1) 東側は東経百七十度の線、南側は北緯四十度の線並びに西側はソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の距岸

(2) 千九百八十三年ににおける北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の距岸二百海里水域の外側の水域における日本の漁獲量四万二千五百トン（三千六百四十万尾）のうち、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本の漁獲量は、二万三千五百トン（千八百八十万尾）を超えてはならない。

このうち、しるさけの漁獲量は三百八十万尾を、べにさけの漁獲量は百十萬尾を、ぎんざけの漁獲量は百二十万尾を、ますのさけの漁獲量（ベーリング海における漁獲量を除く。）は二十万尾を超えないものとする。前記のそれぞれの魚種の漁獲量につき、十ペーセントの範囲内の増減が許容される。

(3) (2)にいう漁獲量については、千九百八十三年五月一日から同年七月三十一日までの間において漁獲することができる。ただし、東側は東経百七十五度の線、南側は北緯四十四度の線、西側は東経百七十度の線及び北側はアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域においては、千九百八十三年五月一日から同年六月十五日までの間において、漁獲が行われるものとする。

(4) 一隻の漁船が海中に浮設する流し網の長さは、十五キロメートルを超えてはならない。ただし、日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、十キロメートルを超えてはならないものとする。

一隻の漁船が浮設した流し網の網と網との間隔は、投網直後に計測される。一つの網と最も近い他の網との間隔は、すべての方向において次のとおりとする。

メートル以上
日本国は、漁業の分野における協力に関する日本

いては、六キロメートル以上

日本国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認

の小型漁船については、四キロメートル以上

(5) 流し網の網目の結節から結節までの長さ

は、次のとおりとする。
母船に属する漁船については、六十ミリメートル以上

ただし、浮設された流し網の各配列につき、その配列の長さの六十パーセント以上は、六十五ミリメートル以上とする。

日本国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認

(6) 各漁船は、日本国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認

は、五十亜ミリメートル以上

は、各漁船は、日本国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認

は、六十五ミリメートル以上とする。

日本国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認

(7) 日本国の権限のある当局は、その発給した

証明書につきソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

(8) 日本国の港を根拠地とする中型漁船につい

ては、漁船ごとの漁獲量が定められ、その漁

獲量は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げら

れる。

日本国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件

に関する議定書の締結について承認

は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げら

れる。

日本国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件

に関する議定書の締結について承認

は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げら

れる。

日本国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件

に関する議定書の締結について承認

は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げら

れる。

日本国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件

に関する議定書の締結について承認

は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げら

れる。

日本国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件

に関する議定書の締結について承認

(1) この議定書の規定に基づき措置をとる。

両締約国の政府は、この議定書の規定が1に

いう漁獲について遵守されることを確保するた

め、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水

域において、次の規定に基づき措置をとる。

日本国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件

を行つてゐる一方の締約国の漁船に、他方の締約国の正当に権限を有する公務員は、この議定書の規定を実施する目的をもつて、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び乗組員に対して質問するため、乗船することができる。当該検査及び質問に当たつては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げを最小のものにしなければならない。また、前記の公務員は、その所屬する締約国の権限のある機関が発行した身分証明書を提示しなければならない。

(2) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の規定に違反して漁獲を行つているとき、又は前記の公務員がその漁船に乗船する前にそのような漁獲を現に行つていたと信ずるに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することができる。

前記の場合において、当該公務員の所屬する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所属する他の締約国にその拿捕又は速捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所でその漁船又は乗組員をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちにその引渡しを受けることができずかつ他の締約国に要請をしたときは、その要請を受けた締約国は、前記の漁船又は乗組員を両締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができること。

(3) 前記の漁船又は乗組員の所屬する締約国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

らない。

(4) この議定書の規定に従いかけ・ますの漁獲

を行つてゐる漁船の所属する締約国の中の政府

は、他の締約国に正当に権限を有する公務員が当該漁船に支障なく乗船する機会が与えられるところとなるよう、及び当該公務員が漁船にある間、当該漁船の乗組員が検査（検査の結果発見された違反を除去するための措置をとること）の実施について当該公務員に協力するよう、適当な措置をとる。

この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百八十三年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

に委任を受けてこの議定書に署名した。

4 この議定書は、それぞれの国の公務員も当該漁船を拿捕し、当該乗組員を逮捕す

ままであること。

2 漁船又はその乗組員が議定書に定められた

規定期間違反した場合には、いざれの国の公務員に協力するよう、適当な措置をとる。

この議定書は、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百八十三年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

に委任を受けてこの議定書に署名した。

4 裁判管轄権は、漁船又はその乗組員が所属する締約国が有すること。

5 本議定書は、本年十二月三十一日まで効力を有すること。

3 前項の拿捕及び逮捕が行われた場合には、

当該公務員の所属する締約国は、漁船又は乗組員をそれらの所属する締約国にできる限り速やかに引き渡すこと。

2 漁船又はその乗組員が議定書に定められた

規定期間違反した場合には、いざれの国の公務員も当該漁船を拿捕し、当該乗組員を逮捕す

ままであること。

1 昭和五十八年の日本国のかけ・ますの漁獲量

は、四万二千五百トンとし、漁期は、昭和五

十八年五月一日から同年七月三十一日までと

するが、一部水域については同年六月十五日

までとすること。

で、本年四月二十二日モスクワにおいて本議定書に署名を行つた。

本議定書の主な内容は次のとおりである。

我が國とソヴィエト社会主義共和国連邦は、

北西太平洋の二百海里漁業水域の外側の水域に

おけるかけ・ますの漁業の漁獲手続及びその条件について、交渉を行つたが合意に達したの

一 本件の要旨及び目的

北西太平洋における千九百八十三年の日本

国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

二 本件の議論理由

本議定書を締結することは、両国間の漁業における分野の協力を推進するとともに、北洋におけるかけ・ます漁業の操業を本年も継続し得ることとなるので、妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十八年四月二十六日

外務委員長 竹内 翟一

衆議院議長 福田 一殿

淨化槽法案
右の議案を提出する。

昭和五十八年四月二十六日

提出者
社会労働委員長 稲村 利幸

淨化槽法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 淨化槽の設置(第五条—第七条)
第三章 淨化槽の保守点検及び淨化槽の清掃
(第八条—第十二条)
第四章 淨化槽の型式の認定(第十三条—第二十条)
第五章 淨化槽工事業に係る登録(第二十一—第二十三条)
第六章 淨化槽清掃業の許可(第三十五条—第三十九条)
第七章 淨化槽設備士(第四十二条—第四十四条)
第八章 淨化槽管理士(第四十五条—第四十七条)
第九章 条例による淨化槽の保守点検を業とする者の登録制度(第四十八条)
第十章 雑則(第四十九条—第五十八条)
第十一章 罰則(第五十九条—第六十四条)
附則
第一章 総則(目的)
第一条 この法律は、淨化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、淨化槽工事業者の登録制度及び淨化槽清掃業の許可制度を整備し、淨化槽設備士及び淨化槽管理士の資格を定めること等により、淨化槽による屎尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 淨化槽 便所と連結して屎尿を又は屎尿と一緒に排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。)を処理し、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

二 淨化槽工事 淨化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事をいう。

三 淨化槽の保守点検 淨化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

四 淨化槽の清掃 淨化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

五 淨化槽製造業者 第十三条第一項又は第二項の認定を受けて当該認定に係る型式の淨化槽を製造する事業を營む者をいう。

六 淨化槽工事業 淨化槽工事を行う事業をいう。

七 淨化槽工事業者 第二十一条第一項又は三項の登録を受けて淨化槽工事業を營む者をいう。

八 淨化槽清掃業 淨化槽の清掃を行う事業をいう。

九 淨化槽清掃業者 第三十五条第一項の許可を受けた淨化槽清掃業を營む者をいう。

十 淨化槽設備士 淨化槽工事を実地に監督する者として第四十二条第一項の淨化槽設備士免状の交付を受けている者をいう。

十一 淨化槽管理士 淨化槽管理士の名前を用いて淨化槽の保守点検の業務に従事する者と

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

して第四十五条第一項の淨化槽管理士免状の交付を受けている者をいう。

十二 特定行政庁 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第二十五号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、当該淨化槽に係る建築物の審査を行なべき建築主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。

(淨化槽によるし尿処理等)

十三条 何人も、下水道法第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八十七条第一項に規定する場合を除き、淨化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。

十四条 淨化槽を使用する者は、淨化槽の機能を正常に維持するための淨化槽の使用に関する厚生省令で定める準則を遵守しなければならない。

(淨化槽に関する基準等)

十五条 淨化槽の構造基準に関しては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例で定めるところによる。

十六条 深度大臣は、淨化槽の構造基準を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、厚生大臣に協議しなければならない。

十七条 深度大臣は、淨化槽工事の技術上の基準は、厚生省令・建設大臣に協議しなければならない。

十八条 都道府県は、地域の特性、水域の状態等により、前項の技術上の基準のみによつては生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し難いと認めるときは、条例で、同項の技術上の基準について特別の定めをすることができる。

十九 条款 特定行政庁は、第一項の届出を受理した場合において、当該届出に係る淨化槽の設置又は変更の計画が淨化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次項の特定行政庁の権限に係るものについては、この限りでない。

二十 条款 特定行政庁は、第一項の届出を受理した場合において、当該届出に係る淨化槽の設置又は変更の計画が淨化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

第二章 淨化槽の設置
(設置等の届出、勧告及び変更命令)

五条 淨化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(厚生省令・建設省令で定める軽微な変更を除く。)を処理し、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する市にあつては、市長とする。第七条、別区の長又は都道府県知事をいう。

六条 何人も、下水道法第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八十七条第一項に規定する場合を除き、以下同じ。)及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該淨化槽に関し、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

七条 都道府県知事は、前項の届出を受理した場合において、当該届出に係る淨化槽の設置又は変更の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるとときは、同項の届出が受理された日から二十一日(第十三条第一項又は第二項の規定により認定を受けた型式に係る淨化槽にあつては、十日)以内に限り、その届出をした者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次項の特定行政庁の権限に係るものについては、この限りでない。

八条 特定行政庁は、第一項の届出を受理した場合において、当該届出に係る淨化槽の設置又は変更の計画が淨化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る淨化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

九条 第一条の届出をした者は、第二項の期間内に限り、次項の特定行政庁の権限に係るものについては、この限りでない。

十条 第一条の届出をした者は、第一項の届出を受理した場合において、当該届出に係る淨化槽の設置又は変更の計画が淨化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る淨化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

十一条 第一条の届出をした者は、第二項の期間内に限り、次項の特定行政庁の権限に係るものについては、この限りでない。

過した後でなければ、当該届出に係る浄化槽工事に着手してはならない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事及び特定行政庁の通知を受けた後においては、この限りでない。

(浄化槽工事の施工)

第六条 浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従つて行わなければならない。

(設置後等の水質検査)

第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後六月を経過した日から二月間に、厚生省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、厚生大臣又は都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃

(保守点検)

第八条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて行わなければならない。

(清掃)

第九条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて行わなければならない。

(浄化槽管理者の義務)

第十一条 浄化槽管理者は、厚生省令で定めるところにより、毎年一回(厚生省令で定める場合にあつては、厚生省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、厚生省令で定める資格を有する技術管理者(以下「技術管理者」)

(認定)

第四章 浄化槽の型式の認定

第十三条 浄化槽を工場において製造しようとする

という。)を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

第十四条 第二項の規定により条例で浄化槽の保守登録制度が設けられている場合には、当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

(定期検査)

第十五条 浄化槽管理者は、厚生省令で定めるところにより、毎年一回(厚生省令で定める浄化槽については、厚生省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(保守点検又は清掃についての改善命令等)

第十六条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽の保守点検又は清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(都道府県知事の認定)

第十七条 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて行わなければならないと認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、浄化槽の保守点検又は清掃の技術上の基準に従つて行わなければならない。

(認定の申請)

第十八条 建設大臣は、第十五条に規定する浄化槽の構造基準が変更され、既に第十三条第一項又は第二項の認定を受けた浄化槽が当該変更後の浄化槽の構造基準に適合しないと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

(認定の申請書)

第十九条 建設大臣は、第十三条第一項又は第二項の認定の申請に係る型式の浄化槽が建築基準法及びこれに基づく命令で定める浄化槽の構造基準に適合すると認めるときは、認定をしなければならない。

(認定の更新)

第二十条 都道府県知事は、浄化槽の保守点検又は清掃の技術上の基準に従つて行わなければならないと認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、浄化槽の保守点検又は清掃の技術上の基準に従つて行わなければならない。

(認定の更新)

第二十一条 第十三条第一項又は第二項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(認定の表示等)

第二十二条 第十三条第一項又は第二項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(認定の更新)

第二十三条 この章に定めるもののほか、認定の更新方による表示を付さなければならぬ。

る者は、製造しようとする浄化槽の型式について、建設大臣の認定を受けなければならない。

ただし、試験的に製造する場合においては、この限りでない。

2 外国における本邦に輸出される浄化槽

を製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について、建設大臣の認定を受けることができる。

3 浄化槽を輸入しようとする者は、第十三条第

二項の規定に係る型式の浄化槽であつて第一項の表示又はこれに紛らわしい表示を付してはならない。

3 浄化槽を輸入しようとする者は、第十三条第

二項の認定に係る型式の浄化槽であつて第一項の表示を付したものでなければ、輸入してはならない。

(認定の取消)

第二十四条 建設大臣は、第十五条に規定する型式の認定を受けたとき、同項の認定を受けた型式と異なる浄化槽を製造したとき(試験的に製造したときは除く)、又は前条第一項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

2 建設大臣は、第十三条第一項の認定を受けた

浄化槽製造業者が、不正の手段により同項の認定を受けたとき、同項の認定を受けた型式と異なる浄化槽を製造したとき(試験的に製造したときは除く)、又は前条第一項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

3 建設大臣は、第十三条第二項の認定を受けた

浄化槽製造業者が、不正の手段により同項の認定を受けたとき、第十四条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、前条第一項の規定に違反したとき、又は第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、当該認定を取り消すことができる。

(厚生大臣に対する通知等)

第二十五条 建設大臣は、第十三条第一項若しくは第二項の認定、第十六条の認定の更新又は前条第一項、第二項若しくは第三項の認定の取消しをしたときは、その旨を厚生大臣に通知するとともに、官報に公示しなければならない。

(建設省令への委任)

第二十六条 この章に定めるもののほか、認定の更新方による表示を付さなければならぬ。

(認定の更新)

第二十七条 浄化槽製造業者は、当該認定に係る型式の浄化槽(第十三条第二項の認定に係る型式の浄化槽にあつては、本邦に輸出されるものに限る)を販売する時までに、これに建設省令で定める方による表示を付さなければならぬ。

(建設省令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、認定の更新方による表示を付さなければならぬ。

(認定の更新)

第二十九条 建設大臣は、第十三条第一項若しくは第二項の認定、第十六条の認定の更新又は前条第一項、第二項若しくは第三項の認定の取消しをしたときは、その旨を厚生大臣に通知するとともに、官報に公示しなければならない。

(建設省令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、認定の更新方による表示を付さなければならぬ。

(建設省令への委任)

第五章 净化槽工事業に係る登録

(登録)

(登録の実施、净化槽工事業者登録簿の謄本の交付等)

一の能力を有しない未成年者でその法定代理人人が前各号の一に該当するもの

六 法人でその役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

七 第二十九条第一項に規定する要件を欠く者

旨を工事業登録申請者に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を工事業登録申請者に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

官報(号外)

27

(許可の基準)

設省令で定める浄化槽設備士証を携帯していかなければならない。

(標識の掲示)

第三十条 浄化槽工事業者は、建設省令で定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場などに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の建設省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十一条 浄化槽工事業者は、建設省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し建設省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示、登録の取消し、事業の停止等)

第三十二条 都道府県知事は、浄化槽工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第二十一条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

二 第二十四条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

(建設業者に関する特例)

第三十三条 第二十二条から第二十八条まで及び前条の規定は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に規定する建設業者であつて同法別表下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けているものには、

適用しない。

2 前項に規定する者であつて浄化槽工事業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第二十一条第一項の登録を受けた浄化槽工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3 第一項に規定する者は、浄化槽工事業を開始したときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。その届出に係る事項について変更があつたときは又は浄化槽工事業を廃止したときも同様とする。

4 浄化槽工事業者が第一項に規定する建設業者となつたときは、その者に係る第二十一条第一項又は第三項の登録は、その効力を失う。

(建設省令への委任等)

第三十四条 この章に定めるもののほか、浄化槽工事業者登録簿の様式その他浄化槽工事業者の登録に必要な事項については、建設省令で定める。

2 建設大臣は、この章の建設省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、厚生大臣に協議しなければならない。

第六章 浄化槽清掃業の許可

(許可)

第三十五条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。

3 第一項の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、厚生省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。

4 市町村長は、第一項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨(不許可の処分をした場合にはその理由を含む。)を清掃業許可申請者に通知しなければならない。

(許可の基準)

第三十六条 市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく处分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第四十二条第二項の規定により許可を取扱い消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第四十一条第二項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

二 第四十二条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第八項の規定、同法第十六条第二項第一号若しくは第二号の規定又は同法第七条第十一項の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第十一項の規定により許可を取り消さ

者

子 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第七条第十一項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

ス 法人でその役員のうちにイからリまでの同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでの一に該当するもの

リ 浄化槽清掃業に係る營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでの一に該当するもの

ス 法人でその役員のうちにイからリまでの同一に該当する者があるもの

(変更の届出)

第三十七条 浄化槽清掃業者は、厚生省令で定めるところにより、第三十五条第三項の申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第三十八条 浄化槽清掃業者が、次の各号の一に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合 その破産した場合 その清算人

五 浄化槽清掃業を廃止した場合 浄化槽清掃業者であつた個人又は浄化槽清掃業者であつた法人の役員

四 法人が合併又は破産により解散した場合 その清算人

(標識の掲示)

第三十九条 浄化槽清掃業者は、厚生省令で定め

るところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称その他の厚生省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならぬ。

(帳簿の備付け等)

第四十条 净化槽清掃業者は、厚生省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し厚生省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第四十一条 市町村長は、净化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該净化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市町村長は、净化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは净化槽清掃業者の能力が第三十六条第一号の基準に適合しなくなつたとき、又は净化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条第二項の命令に違反したとき。

二 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けたとき。

三 第三十六条第一号イ、ハ又はホからヌまでの一いずれかに該当することとなつたとき。

四 第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

3 第三十五条第四項の規定は、前項の規定による処分をした場合に適用する。

(净化槽設備士免状)

第七章 净化槽設備士

第四十二条 净化槽設備士免状は、次の各号の一に該当する者に対する、建設大臣が交付する。

一 净化槽設備士試験に合格した者

二 建設業法第二十七条に基づく管工事施工管理に係る技術検定に合格した後、厚生省令で

定めるところにより厚生大臣及び建設大臣が認定した講習会の課程を修了した者

2 建設大臣は、次の各号の一に該当する者に対する処罰を行なうことができる。

一 次期の規定により净化槽設備士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく处分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日

から二年を経過しない者

3 建設大臣は、净化槽設備士がこの法律又はこの法律に基づく处分に違反したときは、その净化槽設備士免状の返納を命ずることができる。

4 净化槽設備士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関する必要な事項は、建設省令で定められる。

5 厚生大臣は、第一項第二号の厚生省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、建設大臣に協議しなければならない。

(净化槽設備士試験)

第四十三条 净化槽設備士試験は、净化槽工事に關して必要な知識及び技能について行なう。

2 净化槽設備士試験は、建設大臣が行う。

3 净化槽設備士試験の実施に関する事務を行なうため、建設省に净化槽設備士試験委員を置く。

4 建設大臣は、厚生大臣及び建設大臣の指定する者に净化槽設備士試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができる。

5 净化槽設備士試験の試験科目、受験手続その他の净化槽設備士試験の実施に関する事務は、净化槽設備士試験委員に關し必要な事項は、建設省令で定める。

6 建設大臣は、前項の建設省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、厚生大

臣に協議しなければならない。

7 净化槽設備士試験委員その他净化槽設備士試験の実施に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當たつて厳正を保持し、不正の行為がないようしなければならない。

(名称の使用制限)

第四十四条 净化槽設備士でなければ、净化槽設備士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 建設大臣は、その指定する者に净化槽管理士試験の実施に関する事務の全部又は一部を行なうことができる。

3 建設大臣は、净化槽設備士がこの法律又はこの法律に基づく处分に違反したときは、その净化槽設備士免状の返納を命ずることができる。

4 净化槽設備士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関する必要な事項は、建設省令で定められる。

5 厚生大臣は、第一項第二号の厚生省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、建設大臣に協議しなければならない。

(净化槽管理士免状)

第四十五条 净化槽管理士免状は、次の各号の一に該当する者に対し、厚生大臣が交付する。

1 净化槽管理士試験に合格した者

2 厚生省令で定めるところにより厚生大臣が認定した講習会の課程を修了した者

3 厚生大臣は、次の方の各号の一に該当する者に対する処罰を行なう。

4 建設大臣は、厚生大臣及び建設大臣の指定する者に净化槽管理士試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができる。

5 净化槽管理士試験の試験科目、受験手続その他の净化槽管理士試験の実施に関する事務は、净化槽管理士試験委員に關し必要な事項は、建設省令で定める。

6 建設大臣は、前項の建設省令を定め、又は変

く。ただし、次項の規定により指定された者に当該事務の全部を行わせることとした場合は、この限りでない。

4 厚生大臣は、その指定する者に净化槽管理士試験の実施に関する事務の全部又は一部を行なわせることができる。

5 净化槽管理士試験の実施に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當たつて厳正を保持し、不正の行為がないようしなければならない。

(名称の使用制限)

第四十七条 净化槽管理士でなければ、净化槽管理士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 建設大臣は、净化槽管理士免状の交付を行わないことができる。

3 厚生大臣は、净化槽管理士がこの法律又はこの法律に基づく处分に違反したときは、その净化槽管理士免状の返納を命ずることができる。

4 净化槽管理士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関する必要な事項は、厚生省令で定められる。

(净化槽管理士試験)

第四十八条 都道府県(保健所を設置する市にあつては、市とする。)は、条例で、净化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ净化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設ける上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

3 市町村長(保健所を設置する市の長を除く。)は、第一項の登録を受けた净化槽の保守点検を記載した書面の提出等に関する事項

4 净化槽管理士試験は、净化槽の保守点検に関する必要な知識及び技能について行なう。

5 建設大臣は、前項の登録の有効期間に関する事項

6 建設大臣は、前項の建設省令を定め、又は変

更しようとする場合には、あらかじめ、厚生大臣に係る技術検定に合格した後、厚生省令で

実があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。

第十章 雜則

(環境庁長官の意見)

第四十九条 環境庁長官は、必要があると認めるときは、淨化槽の構造基準又は淨化槽工事、淨化槽の保守点検若しくは淨化槽の技術上の基準に關し、厚生大臣又は建設大臣に対し、意見を述べることができる。

(手数料)

第五十条 次の各号に掲げる者は、政令で定めるところにより、手数料を国(第四十三条第四項又は第四十六条第四項の規定により、厚生大臣及び建設大臣又は厚生大臣の指定する者に試験の実施に関する事務の全部を行わせる場合においては、当該指定された者。次項において「指定された者」という。)に納付しなければならない。

一 指定検査機関

第六条 第四十二条第一項第一号に規定する厚生大臣及び建設大臣の認定する講習会を行う者
七 第四十三条第四項の規定により厚生大臣及び建設大臣の指定する者
八 第四十五条第一項第二号に規定する厚生大臣の認定する講習会を行う者
九 第四十六条第四項の規定により厚生大臣の指定する者

二 指定検査機関

六 第四十二条第一項第一号に規定する厚生大臣及び建設大臣の認定する講習会を行う者
七 第四十三条第四項の規定により厚生大臣及び建設大臣の指定する者
八 第四十五条第一項第二号に規定する厚生大臣の認定する講習会を行う者
九 第四十六条第四項の規定により厚生大臣の指定する者

三 指定検査機関

六 第四十二条第一項第一号に規定する厚生大臣及び建設大臣の認定する講習会を行う者
七 第四十三条第四項の規定により厚生大臣及び建設大臣の指定する者
八 第四十五条第一項第二号に規定する厚生大臣の認定する講習会を行う者
九 第四十六条第四項の規定により厚生大臣の指定する者

四 指定検査機関

六 第四十二条第一項第一号に規定する厚生大臣及び建設大臣の認定する講習会を行う者
七 第四十三条第四項の規定により厚生大臣及び建設大臣の指定する者
八 第四十五条第一項第二号に規定する厚生大臣の認定する講習会を行う者
九 第四十六条第四項の規定により厚生大臣の指定する者

五 指定検査機関

六 第四十二条第一項第一号に規定する厚生大臣及び建設大臣の認定する講習会を行う者
七 第四十三条第四項の規定により厚生大臣及び建設大臣の指定する者
八 第四十五条第一項第二号に規定する厚生大臣の認定する講習会を行う者
九 第四十六条第四項の規定により厚生大臣の指定する者

六 指定検査機関

六 第四十二条第一項第一号に規定する厚生大臣及び建設大臣の認定する講習会を行う者
七 第四十三条第四項の規定により厚生大臣及び建設大臣の指定する者
八 第四十五条第一項第二号に規定する厚生大臣の認定する講習会を行う者
九 第四十六条第四項の規定により厚生大臣の指定する者

七 指定検査機関

六 第四十二条第一項第一号に規定する厚生大臣及び建設大臣の認定する講習会を行う者
七 第四十三条第四項の規定により厚生大臣及び建設大臣の指定する者
八 第四十五条第一項第二号に規定する厚生大臣の認定する講習会を行う者
九 第四十六条第四項の規定により厚生大臣の指定する者

八 指定検査機関

六 第四十二条第一項第一号に規定する厚生大臣及び建設大臣の認定する講習会を行う者
七 第四十三条第四項の規定により厚生大臣及び建設大臣の指定する者
八 第四十五条第一項第二号に規定する厚生大臣の認定する講習会を行う者
九 第四十六条第四項の規定により厚生大臣の指定する者

九 指定検査機関

六 第四十二条第一項第一号に規定する厚生大臣及び建設大臣の認定する講習会を行う者
七 第四十三条第四項の規定により厚生大臣及び建設大臣の指定する者
八 第四十五条第一項第二号に規定する厚生大臣の認定する講習会を行う者
九 第四十六条第四項の規定により厚生大臣の指定する者

うに努めなければならない。

(報告収集、立入検査等)

第五十三条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者に、その管理する淨化槽の保守点検若しくは淨化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

一 淨化槽管理者

二 淨化槽製造業者

三 淨化槽工事業者

四 淨化槽清掃業者

五 指定検査機関

六 第四十二条第一項第一号に規定する厚生大臣及び建設大臣の認定する講習会を行う者

七 第四十三条第四項の規定により厚生大臣及び建設大臣の指定する者

八 第四十五条第一項第二号に規定する厚生大臣の認定する講習会を行う者

九 第四十六条第四項の規定により厚生大臣の指定する者

第五十四条 当該行政庁は、次の各号に掲げる处分を行なう場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで処分をすることができる。

一 第十八条第一項、第二項又は第三項の規定による認定の取消し

二 第三十二条第二項の規定による淨化槽工事業者の登録の取消し又はその事業の停止命令

三 第四十二条第一項の規定による淨化槽清掃業者の許可の取消し又はその事業の停止命令

四 第四十二条第二項の規定による淨化槽設備士免状の返納命令

五 第四十五条第三項の規定による淨化槽管理士免状の返納命令

六 第四十二条第一項又は第三項の登録を受けた者

七 第三十二条第二項又は第四十二条第二項の規定による命令に違反した者

八 第二十二条第一項又は第三項の登録を受けた者

九 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

十 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

十一 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

十二 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

十三 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

十四 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

十五 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

十六 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

十七 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

十八 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

十九 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

二十 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

二十一 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

二十二 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

二十三 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

二十四 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

二十五 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

二十六 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

二十七 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

二十八 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

二十九 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

第五十五条 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律(第二条第十号及び第四十八条第三項を除く。)の規定中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

二 前項の指定の手続その他指定検査機関に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

三 第五十四条第一項の規定による罰則

四 第五十五条第一項又は第三項の登録を受けた者

五 第三十二条第二項又は第四十二条第二項の規定による命令に違反した者

六 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

七 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けた者

八 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

九 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

十 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

十一 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

十二 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

十三 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

十四 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

十五 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

十六 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

十七 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

十八 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

十九 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

二十 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

二十一 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

二十二 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

二十三 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

二十四 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

二十五 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

二十六 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

二十七 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

二十八 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

二十九 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

三十 第三十五条第一項の許可を受けないで淨化槽清掃業者を営んだ者

- 一 第五条第四項の規定に違反して淨化槽工事を施工した者
- 二 第十条第二項の規定に違反して技術管理者を置かなかつた者
- 三 第十七条第一項の規定に違反して表示を付した者
- 四 第十七条第二項の規定に違反して表示を付とらなかつた者
- 五 第二十九条第一項の規定に違反して措置をとらなかつた者
- 六 第二十九条第三項の規定に違反して淨化槽工事を行つた者
- 七 第三十一条又は第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 八 第四十三条第七項又は第四十六条第六項の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者
- 九 第四十四条又は第四十七条の規定に違反した者
- 十 第五十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十一 第五十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第六十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。
- 一 第十四条第三項、第二十五条第一項、第二十六条、第三十三条第三項、第三十七条又は第三十八条の規定による届出をせず、又は虚

- 偽の届出をした者
- 二 第二十八条第一項後段の規定による通知をしなかつた者
- 三 第三十条又は第三十九条の規定に違反して標識を掲げない者
- 四 正当な理由がないのに、第四十二条第三項又は第四十五条第三項の規定による命令に違反して淨化槽設備士免状又は淨化槽管理士免状を返納しなかつた者
- (施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。ただし、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第五十条(同条第一項第一号を除く)、第五十三条(同条第一項第六号から第九号までに掲げる者に係る部分に限る)、第六十二条第八号及び第六十三条の規定並びに附則第七条、附則第八条及び附則第十条第一項から第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (淨化槽の設置等の届出及び水質検査に係る経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に附則第十二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧廃掃法」という)第八条第一項の規定により届出がされている淨化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更については、第五条の規定は、適用しない。
- 第三条 この法律の施行の際現に、前項の淨化槽又はこの法律の施行の際現に、淨化槽の設置若しくは規模の変更については、建設大臣が指定する建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む)の規定による建築主事の確認若しくは同法第十一条第四項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む)の規定による建築主事の確認若しくは同法第十一条第一項の規定によつてしたるものとみなす。
- 第四条 この法律の施行の際現に、淨化槽工事業を行つてゐる者には、この法律の施行の日から起算して六十日以内に、「その旨」とあるのは「淨化槽工事業を行つてゐる旨」とする。
- (從前のし尿淨化槽清掃業の許可の効力等)
第五条 この法律の施行前に旧廃掃法の規定によつてなされたし尿淨化槽清掃業の許可又は許可の申請は、この法律の相当規定によつてなされた淨化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。
- (建設業者に関する特例)
第六条 前条に規定する場合のほか、この法律の施行前に旧廃掃法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律の相当規定によつてしたものとみなす。
- (淨化槽設備士免状の特例)
第七条 建設大臣は、この法律の施行の際厚生大臣及び建設大臣が定める者の行う淨化槽の工事に関する講習会等の課程を修了している者で、現に淨化槽工事の業務に従事しており、かつ、建設省令で定めるところにより厚生大臣及び建設大臣が指定する淨化槽工事に関する講習会の課程を昭和六十二年六月三十日までに修了したるものに對して、淨化槽設備士免状を交付することができる。
- (淨化槽管理士免状の特例)
第八条 厚生大臣は、この法律の施行の際厚生大臣が定める者の行う淨化槽の管理技術に関する

ついては、第七条の規定は、適用しない。

(淨化槽工事業に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に淨化槽工事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月間は、第二十一条第一項の登録を受けないでも引き続き淨化槽工事業を営むことができる。

(淨化槽設備士又は淨化槽管理士の名称使用に關する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に淨化槽設備士若しくは淨化槽管理士又はこれらに紛らわしい名稱を用いてゐる者については、第四十四条又は第四十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(淨化槽の型式の認定の特例)

第五条 建設大臣は、前項の認定の申請に係る型式の淨化槽を工場において製造しようとする者又は外国の工場において本邦に輸出される淨化槽を製造しようとする者は、昭和六十年九月三十日までに申請して、製造しようとする淨化槽の型式について、建設大臣の認定を受けるこ

とができる。

第六条 建設大臣は、前項の認定の申請に係る型式の淨化槽が建築基準法及びこれに基づく命令で定める淨化槽の構造基準に適合すると認めるときは、同項の期日まで認定をることができる。

第七条 前二項に定めるものほか、認定の申請、認定の表示、認定の取消し、厚生大臣に對する通知その他の淨化槽の型式の認定に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第八条 建設大臣は、この法律の施行の際厚生大臣及び建設大臣が定める者の行う淨化槽の工事に関する講習会等の課程を修了している者で、現に淨化槽工事の業務に従事しており、かつ、建設省令で定めるところにより厚生大臣及び建設大臣が指定する淨化槽工事に関する講習会の課程を昭和六十二年六月三十日までに修了したるものに對して、淨化槽設備士免状を交付することができる。

(建築基準法の一部改正)
第十一条 建築基準法の一部を次のように改正する。

5 第二条第一項の規定によつてしたるものとみなす。

4 第二条第一項の規定によつてしたものとみなす。

3 第二条第一項の規定によつてしたものとみなす。

2 第二条第一項の規定によつてしたものとみなす。

1 第二条第一項の規定によつてしたものとみなす。

講習会等の課程を修了してゐる者で、現に淨化槽の保守点検の業務に従事しており、かつ、厚生大臣が指定する淨化槽の保守点検に関する講習会の課程を昭和六十二年六月三十日までに修了したものに對して、淨化槽管理士免状を交付することができる。

第九条の三第一項中「又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者」を「若しくは当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者又は当該命令に係る浄化槽の製造業者」に改め、「建設業法（昭和二十四年法律第二百号）」の下に「浄化槽法（昭和五十八年法律第二百号）」を、同条第二項中「建設業法」の下に「浄化槽法」を加える。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第十二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四号中「第九条第二項第二号及び「第九条第五項及び」を削り、同号に次のように加える。

二 浄化槽法（昭和五十八年法律第二百号）

第五十九条第四号（第四十一条第二項）

の規定による命令に違反した場合に限る。）から第六号までに該当し、又は同法

第十二条第二項の規定による命令（浄化槽清掃業者に対する浄化槽の清掃につい

てのものに限る。）に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

ホ 浄化槽法第四十一条第二項の規定によ

り許可を取り消され、その取消しの日か

ら二年を経過しない者

第八条第一項中「し尿処理施設の下に（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）」を加え、同項ただし書を削り、同条

第二項及び第三項中「し尿浄化槽についての届出を除く。」を削り、同条第五項中「し尿浄化槽の構造を除く。」を削る。

第九条 削除
第十八条中「一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置者若しくは管理者又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置者若しくは管理業者」に、「一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又はし尿浄化槽の清掃を業とする者」を「一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理」に改める。

第十九条第一項中「一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者若しくはし尿浄化槽の清掃を業とする者」を「若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者」に、「一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又はし尿浄化槽の清掃」を又は「一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理」に改める。

第二十条第一項中「第九条第一項」の下に「及び浄化槽法第五十三条第二項」を加え、「立入検査及び」を「立入検査並びに」に改める。

第二十五条第一号中「第九条第一項」を削り、同条第二号中「第九条第五項及び」を削る。

第二十八条第一号中「第九条第五項」を削る。

第三十条中「第九条第五項及び」を削る。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 昭和六十二年九月三十日までの間は、前条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第二項の規定の適用については、同項第四号ロ「準用する場合」とあるのは、「準用する場合及び浄化槽法（昭和五十八年法律第二百号）附則第十二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項において準用した場合」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（建設省設置法の一部改正）

第十五条 建設省設置法（昭和二十三年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 浄化槽法（昭和五十八年法律第二百号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項中「第十七号から第十八号の四まで及び第二十二号の三」を及び第十七号から第十八号の四までに規定する事務、同条第二十号の二に規定する事務のうち浄化槽工事業及び浄化槽設備士に関するもの、同条第二十二号の三に改め、同条第七項中「同条第十九号から第二十一号の二」を「同条第十九号及び第二十号に規定する事務、同条第二十号の二に規定する事務（計画局の所掌に属するものを除く。）」、同条第二十一号から第二十二号の二に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第十六条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三十六号の二の次に次の一号を加える。

三十六の三 浄化槽管理士試験を行い、並びに浄化槽管理士免状を交付し、及びその返納を命ずること。

第九条の二第一項第十一号の二を同項第十一号の三とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 浄化槽法（昭和五十八年法律第二百号）を施行すること。

第十四条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（理由）

浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めることとする等

の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、平年度約八百五十九万円の見込みである。

本案施行に要する経費